

就労支援・自立支援・子どもの貧困対策 に関する現状等について

就労関係事業について

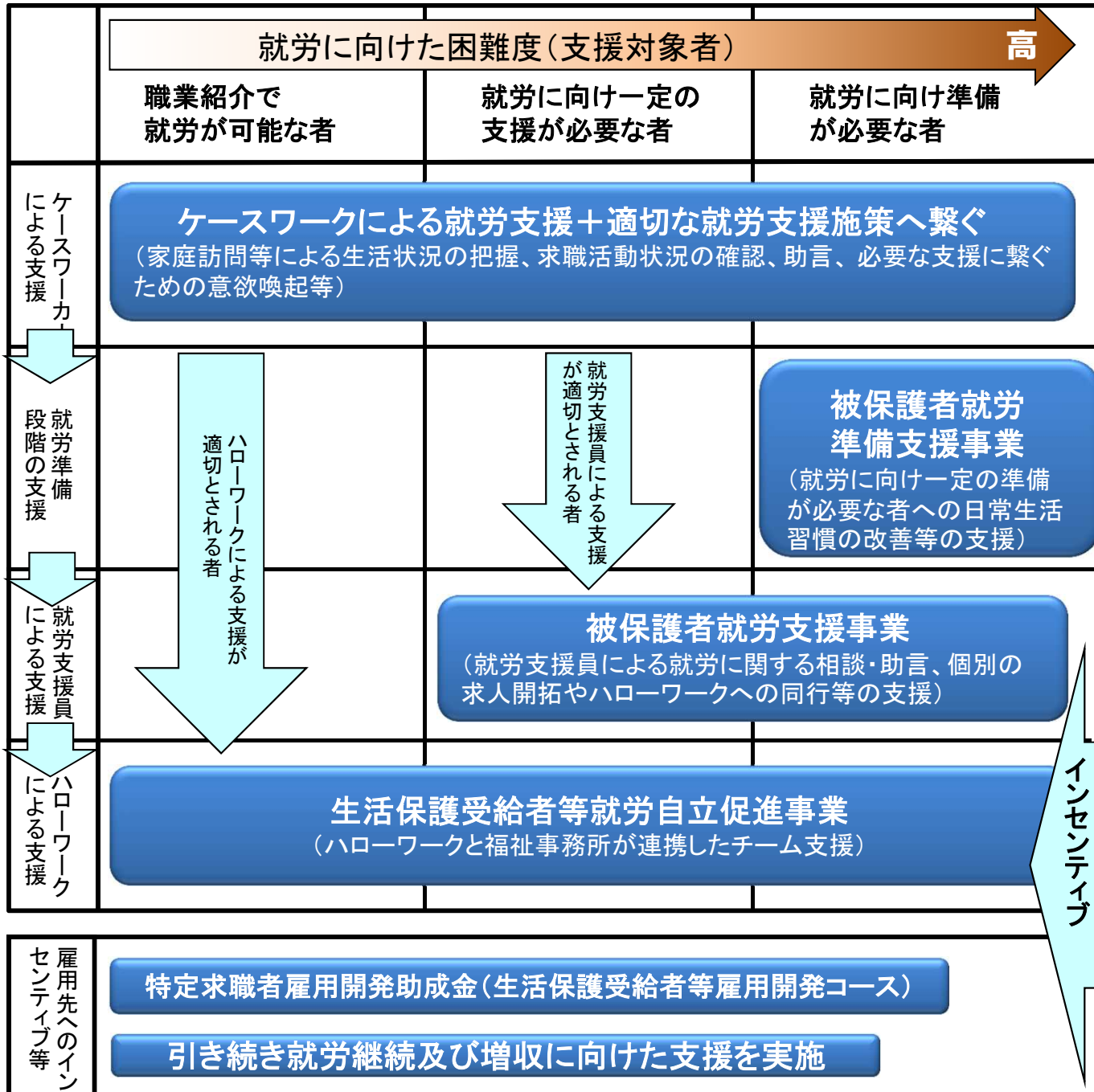
経済・財政再生計画 改革工程表 2016改訂版〔第22回経済財政諮問会議決定（平成28年12月21日）〕

集中改革期間					2019 年度	2020 年度～	KPI (第一階層)	KPI (第二階層)	
～2016年度 《主担当府省庁等》	2017年度			2018 年度					
生活保護等	《厚生労働省》	通常国会	概算要求 税制改正要望等	年末	通常国会				
	＜④⑩就労支援を通じた保護脱却の推進のためのインセンティブ付けの検討など自立支援に十分取り組む＞							就労支援事業等に参加した者のうち、就労した者及び就労による収入が増加した者の割合【2018年度までに50%】	
	＜④⑪生活保護の適用ルールの確実かつ適正な運用、医療扶助をはじめとする生活保護制度の更なる適正化＞								
	＜④⑫平成29年度の次期生活扶助基準の検証に合わせた年齢、世帯類型、地域実態等を踏まえた真に必要な保護の在り方や更なる自立促進のための施策等、制度全般について予断なく検討し、必要な見直し＞							「その他世帯」の就労率（就労者のいる世帯の割合）【2018年度までに45%】	
	生活保護受給者の後発医薬品の使用割合について、2017年央までに75%とするとともに、2017年央において、医療全体の目標の達成時期の決定状況等を踏まえ、80%以上とする時期について、2018年度とすることを基本として、具体的に決定する								
	頻回受診等に係る適正受診指導の徹底等による医療扶助の適正化を推進							就労支援事業等を通じた脱却率【見える化】	
	生活保護受給者に対する健康管理支援の在り方を検討								
生活保護からの就労・増収等を通じた脱却を促進するため、就労支援を着実に実施しつつ、各種制度について、効率的かつ効果的なものとなるよう、就労意欲の向上の観点等を踏まえて不断に見直し、生活保護制度の適正化を推進							医療扶助の適正化に向けた自治体における後発医薬品使用促進計画の策定率【100%】		
2017年度の次期生活扶助基準の検証に合わせ、自立支援の推進等の観点から、生活保護制度全般について、関係審議会等において検討し、検討の結果に基づいて必要な措置を講ずる（法改正を要するものに係る2018年通常国会への法案提出を含む）									
							頻回受診対策を実施する自治体【100%】	頻回受診者に対する適正受診指導による改善者数割合【2018年度において2014年度比2割以上の改善】	
								生活保護受給者一人当たり医療扶助の地域差【見える化】	
								後発医薬品の使用割合の地域差【見える化】	

2

生活保護受給者に対する就労支援施策について

生活保護受給者に対する就労支援の実施



【参考】就労支援事業の参加状況(H27年度)

事業対象者	参加者	参加率
339,377人	121,380人	35.8%
	就労増収者	就労増収率
	54,678人	45.0%

- ・ 改革工程表KPI(達成時期:2018年度まで)
事業参加率 60%
事業参加者のうち就労増収者の占める割合 50%

【内訳】

- 生活保護受給者等就労自立促進事業
(参加者) 67,611人
(就労増収者) 44,105人(65.2%)
- 被保護者就労支援事業
(参加者) 83,237人
(就労増収者) 37,731人(45.3%)
- 被保護者就労準備支援事業
(参加者) 6,869人
(就労増収者) 1,871人(27.2%)
- その他自治体の独自事業
(参加者) 6,007人
(就労増収者) 2,539人(42.3%)

※ 同一人が複数の事業に参加した場合、重複して計上

就労・自立インセンティブの強化

就労自立給付金

【保護受給中の就労収入のうち一定額を仮想的に積み立て、保護廃止時に支給するもの】
(上限 単身世帯10万円 多人数世帯 15万円)

勤労控除

【就労収入から一定額を控除し、収入の一部を手元に残す制度】
(最低控除額 15,000円)

就労活動促進費

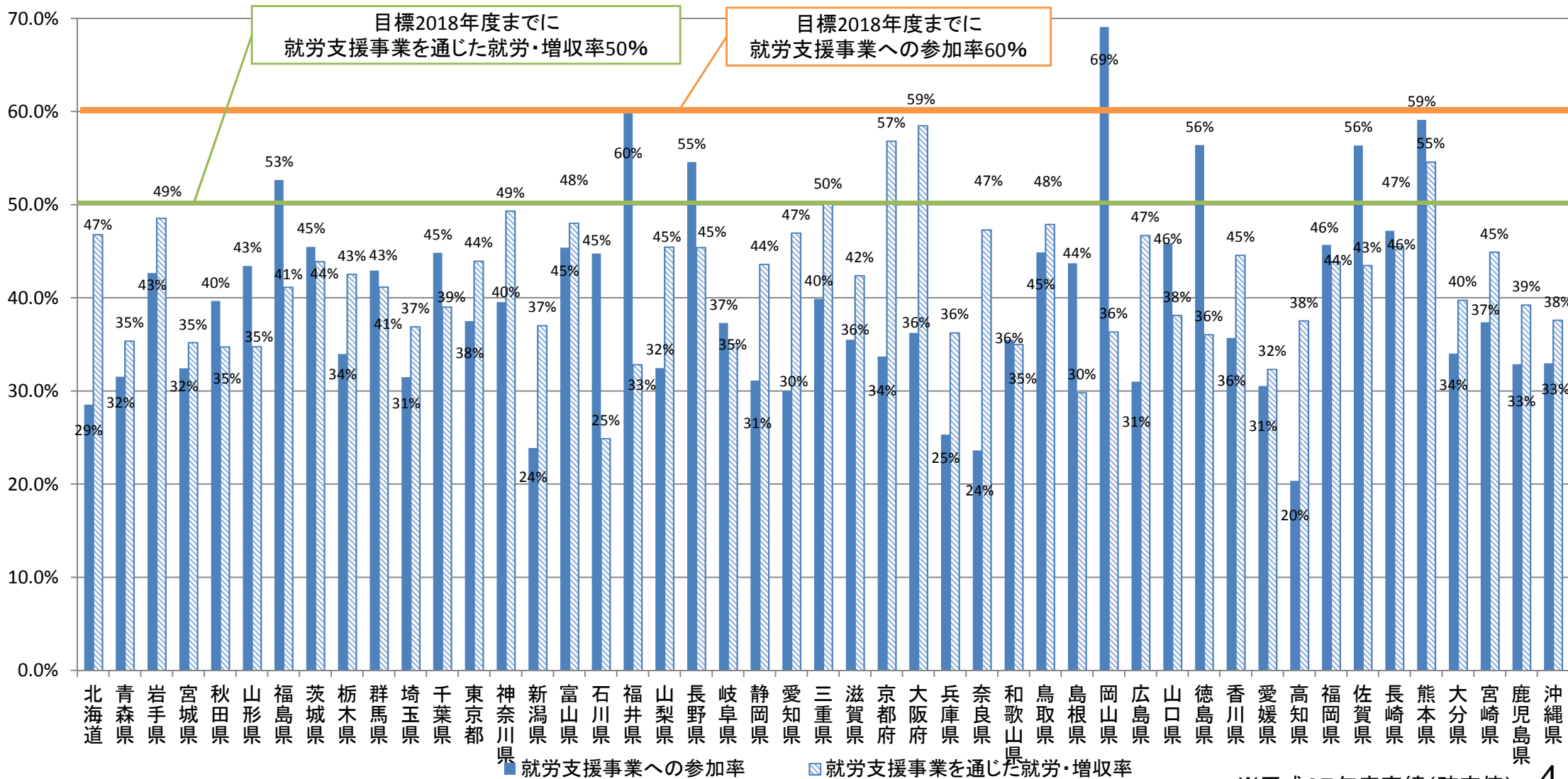
【積極的に就労活動に取り組んでいる者に就労活動に必要な経費の一部を支給するもの】
(月5,000円 原則6ヶ月以内)

就労支援事業の実施状況の地域差

- 就労支援事業への参加率を都道府県別にみると、最も高い県と低い県との間には、約50%の差がある。
- 就労支援事業を通じた就労・増収率を都道府県別に見ると、最も高い県と低い県との間には、約35%の差がある。

全国平均: 就労支援事業への参加率 35.8%

就労支援事業を通じた就労・増収率 45.0%

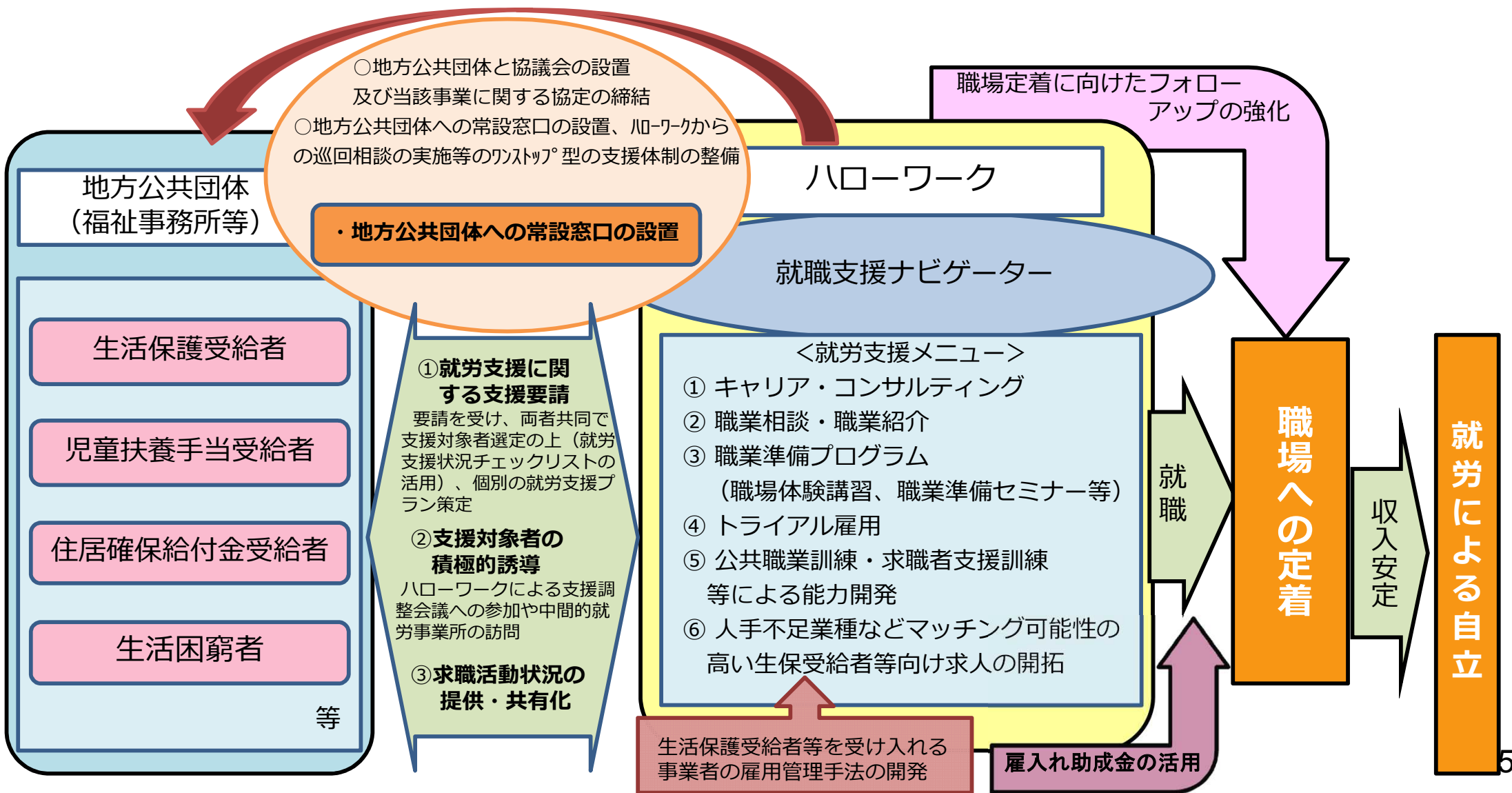


※平成27年度実績(確定値)

生活保護受給者等就労自立促進事業の推進

労働局・ハローワークと地方公共団体との協定等に基づく連携を基盤に、地方公共団体におけるワンストップ型の就労支援体制を全国的に整備し、生活保護受給者等の就労による自立促進を図る生活保護受給者等就労自立促進事業を実施してきたところ。

生活保護受給世帯数の高止まり、平成27年度に施行された生活困窮者自立支援法の施行に伴う支援対象者の増等にも対応するため、地方公共団体にハローワークの常設窓口を増設する等、両機関が一体となった就労支援を更に推進することにより、支援対象者の就労による自立を促進する。



生活保護受給者等に対するワンストップ型支援体制の整備状況

自治体への常設窓口の設置及びハローワークからの巡回相談の実施により、平成28年3月末現在で全福祉事務所1,247か所の約8割をカバーしており、ワンストップ型支援体制の強化により、支援対象者の的確な把握、支援の早期開始を実現。

1. 常設窓口 189か所

(平成28年12月末時点)



※平成28年度末までに194か所まで増設予定。

2. 巡回相談 856か所

(平成28年6月1日時点)



ワンストップ型支援体制のメリット

- 支援対象者の誘導がスムーズ(予約以外も随時対応可)
- 生活面と雇用面で連続性のある支援が可能
- 求職活動状況等の情報共有が可能
- 就労意欲を損なわない早期支援が可能
- 支援方針や対応状況等に関するケース会議が容易

被保護者就労支援事業について(改正生活保護法)

概 要

- 被保護者の自立の促進を図ることを目的とし、被保護者の就労の支援に関する問題について、被保護者からの相談に応じ、必要な情報提供及び助言を行う事業を実施する。生活保護法第55条の6に基づく必須事業。（平成27年4月施行）
- 実施主体は、都道府県、市、福祉事務所を設置する町村（社会福祉法人、NPO等に委託可）
- 負担割合は、国3/4 都道府県、市、福祉事務所を設置する町村1/4

事業内容

<就労支援>

○相談、助言

被保護者の就労に関する相談・助言

○求職活動への支援

履歴書の書き方、面接の受け方等についての助言

○求職活動への同行

ハローワーク等で求職活動を行う際や、企業面接の際などに同行

○連絡調整

ハローワーク等の関係機関との必要な連絡・調整

○個別求人開拓

本人希望等を踏まえた個別の求人開拓

○定着支援

就労後のフォローアップの実施

<就労支援連携体制の構築>

- 被保護者の就労支援体制に関する課題の共有や個別求人開拓等を円滑に実施できるよう、関係機関が参画する就労支援の連携体制を構築

（求人開拓等）

地域の情報（福祉ニーズ、地域課題等）の集約、新たな就労（個々の状況に応じた就労、中間的就労、就労体験、居場所）の場の発掘を実施

（連携機関）

福祉事務所・相談支援事業所（就労支援員）、ハローワーク、社会福祉法人、農業団体、商工会議所等

個々の状況に応じた支援

就労

中間就労

就労体験

<稼働能力判定会議等の開催>

- 稼働能力や適性職種等の検討にあたり、専門的知識のある者で構成する会議等を開催

事業の流れ（イメージ）

アセスメント

個別シートの作成・見直し

自立阻害要因の把握

対象者の選定

支援方針の決定

説明と同意

具体的支援

支援状況の確認

支援終了

被保護者就労準備支援事業について

概 要

- 就労意欲が低い者や基本的な生活習慣に課題を有する者など、就労に向けた課題をより多く抱える被保護者に対し、一般就労に向けた準備として、就労意欲の喚起や一般就労に従事する準備としての日常生活習慣の改善を、計画的かつ一貫して実施する。（平成27年4月9日社援保発0409第1号「被保護者就労準備支援事業（一般事業）の実施について」に基づく任意事業）
- 実施主体は、都道府県、市、福祉事務所を設置する町村（社会福祉法人、NPO等に委託可）
- 負担割合は、国 2/3 都道府県、市、福祉事務所を設置する町村 1/3

事業内容

<一般事業>

一般就労に向けた準備段階の支援として、以下の（１）～（３）の支援を計画的かつ一貫して実施する。

（１）日常生活自立に関する支援

適切な生活習慣の形成を促すため、規則正しい起床・就寝、バランスのとれた食事の摂取などに関する助言・指導・適切な身だしなみに関する助言、指導等を実施。

（２）社会生活自立に関する支援

社会的能力の形成を促すため、挨拶の励行等、基本的なコミュニケーション能力の形成に向けた支援や地域の事務所での職場見学、ボランティア活動等を実施。

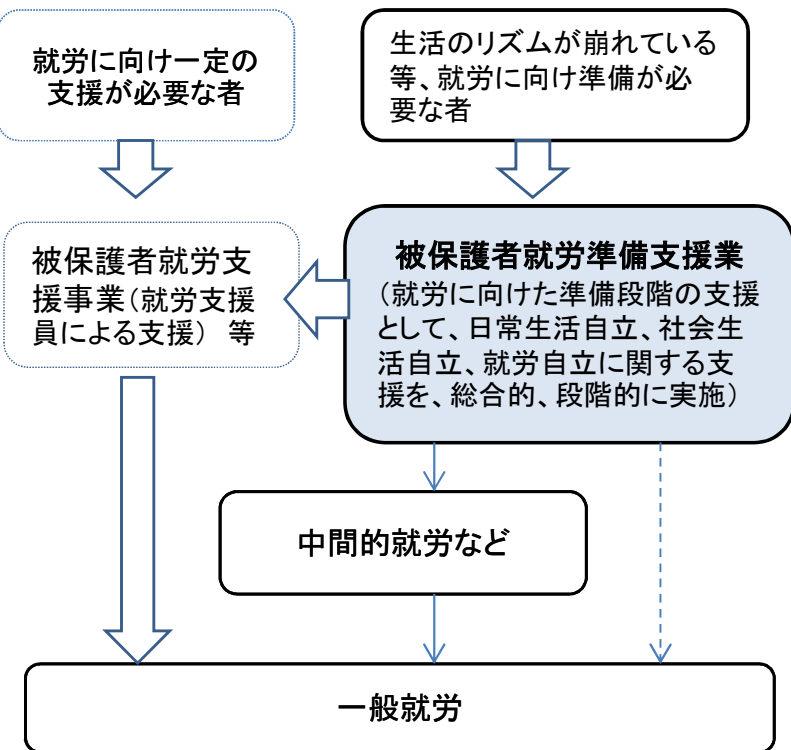
（３）就労自立に関する支援

就労に向けた技法や知識の習得等を促すため、実際の職場での就労体験の機会の提供やビジネスマナー講習、キャリア・コンサルティング、模擬面接、履歴書の作成指導等を実施。

<就農訓練事業>

- 農業体験・研修を実施し、就農・社会参加促進を支援するとともに、訓練終了後は、本人の適性や希望などを踏まえて、就農を含めて就労を支援する。

支援の流れ（イメージ）



状態像に合わせた支援メニューの例

・ワークショップ・セミナー・グループワーク・職場見学・就労体験・模擬面接・応募書類作成指導・ボランティア活動への参加 等

（生活・健康講座）



（農作業体験）



（封入作業）



（PC講座）



（就職面接等の講座）



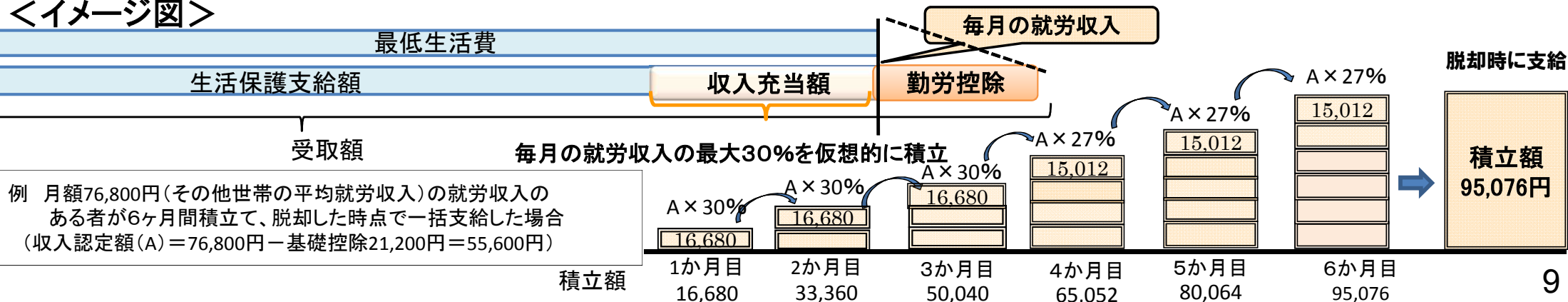
就労自立給付金について（改正生活保護法第55条の4第1号）

- ◎ 生活保護から脱却すると、税・社会保険料等の負担が生じるため、こうした点を踏まえた上で、生活保護を脱却するためのインセンティブを強化するとともに、脱却直後の不安定な生活を支え、再度保護に至ることを防止することが重要である。
- ◎ このため、保護受給中の就労収入のうち、収入認定された金額の範囲内で別途一定額を仮想的に積み立て、安定就労の機会を得たこと等により保護廃止に至った時に支給する制度（就労自立給付金）を創設する。

制度概要

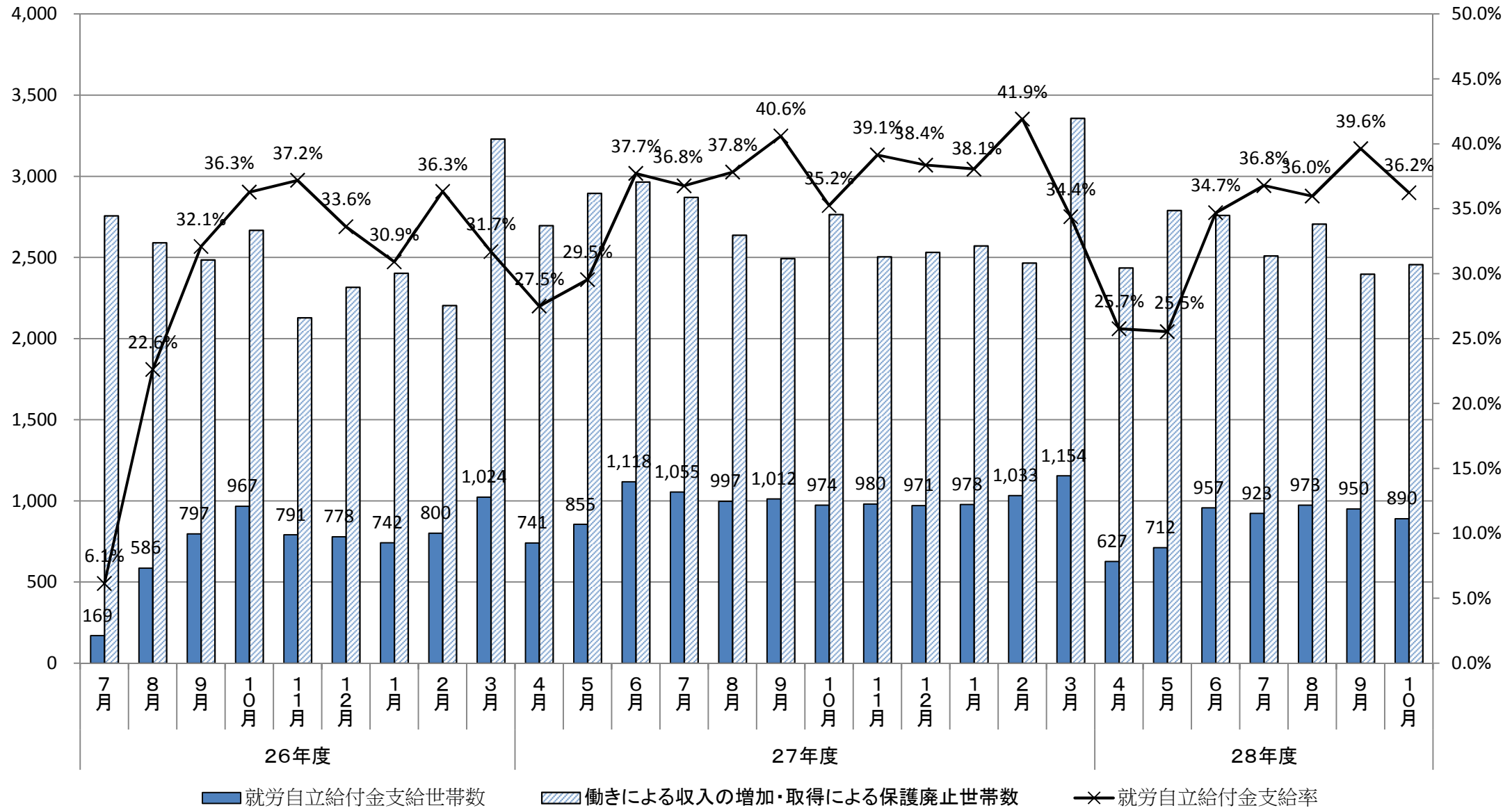
- 支給要件：安定した職業に就いたこと等により保護を必要としなくなったと認めたもの
 - 支給時期：世帯を単位として保護廃止時に一括支給
 - 支給額：上限額 単身世帯 10万円、多人数世帯 15万円
 - 算定方法：算定対象期間（※1）における各月の就労収入額（※2）に対し、その各月に応じた算定率（※3）を乗じて算定し、上限額といずれか低い額を支給額とする。
 - 再受給までの期間：原則3年間
- ※1 算定対象期間：保護を必要としなくなったと認められた日が属する月から起算して前6か月間。
※2 就労収入額：就労に伴う収入として収入充当した額
※3 算定率：保護の廃止に至った就労の収入認定開始月を起算点とし、1～3月目までは30%、4～6月目までは27%、7～9月目までは18%、10月目以降は12%

<イメージ図>



就労自立給付金の支給状況

支給件数(平成27年度): 11,868件



出典 被保護者調査(平成23年度以前は、福祉行政報告例)平成26年度は確定値、平成27年度、平成28年度は速報値。

※ 就労による保護廃止世帯数は、「働きによる収入の増加・取得」による廃止数。

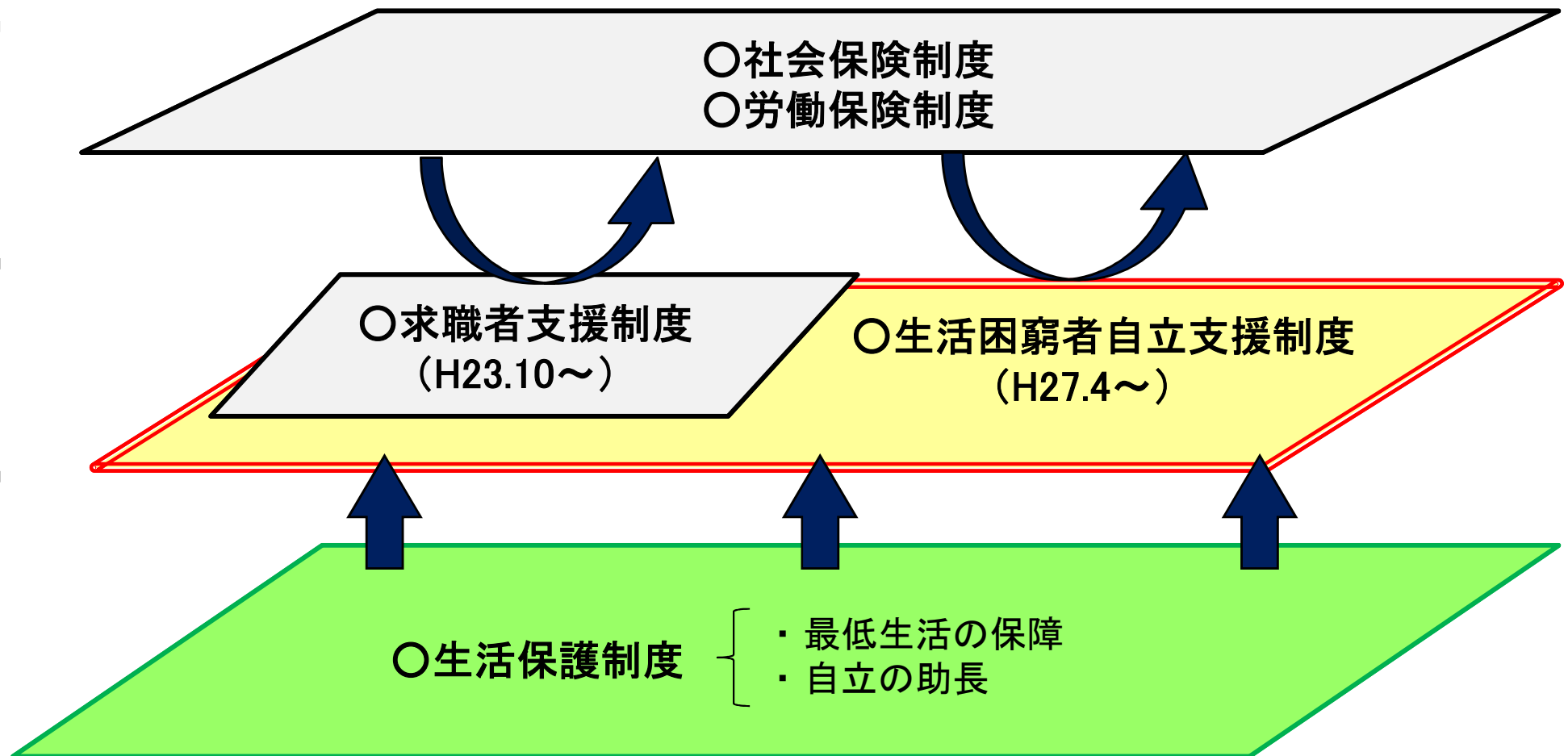
就労自立給付金は、保護課調べ 平成26年7月～平成27年3月の支給世帯は推計。

生活困窮者自立支援制度との連携等 について

生活に困窮する者に対する重層的なセーフティネット

最後のセーフティネットである生活保護制度及び生活保護に至る前の段階での自立を支援する生活困窮者支援制度により、生活に困窮する者に対して、重層的なセーフティネットを構成している。

【第1のネット】
【第2のネット】
【第3のネット】



生活困窮者自立支援制度の概要

包括的な相談支援

◆自立相談支援事業
(全国901福祉事務所設置自治体で1,345機関(H27年度))

〈対個人〉

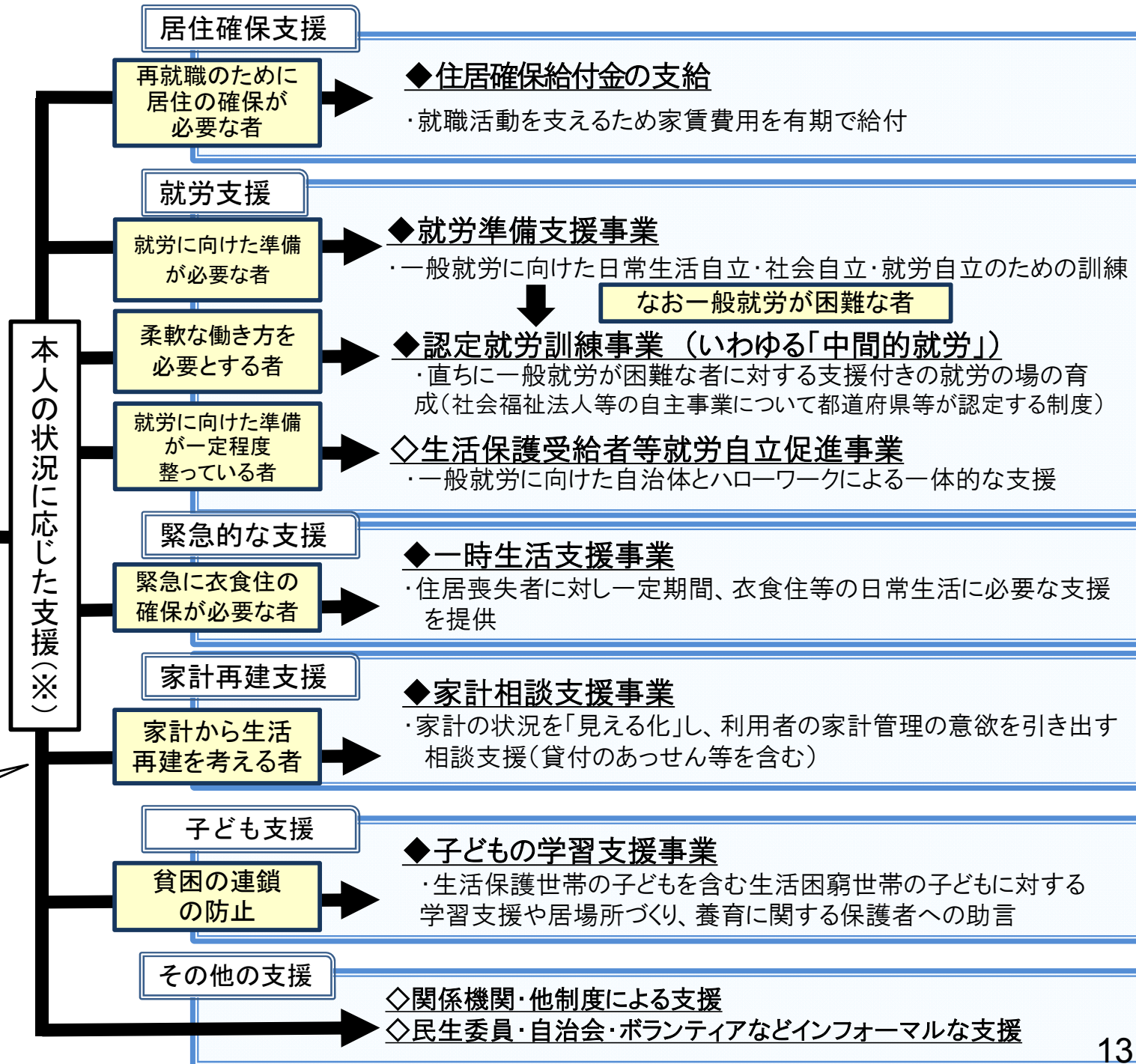
- ・生活と就労に関する支援員を配置し、ワンストップ型の相談窓口により、情報とサービスの拠点として機能
- ・一人ひとりの状況に応じ自立に向けた支援計画(プラン)を作成

〈対地域〉

- ・地域ネットワークの強化・社会資源の開発など地域づくりも担う

基本は、自立に向けた人的支援を包括的に提供

※ 右記は、法に規定する支援(◆)を中心に記載しているが、これ以外に様々な支援(◇)があることに留意



生活困窮者自立支援制度における支援状況調査結果

【平成27年度】

- 平成27年度の新規相談受付件数は、約22.6万件。
- そのうち、継続的な支援のためプランを作成した件数は約5.6万件。
- 包括的な支援の提供により、約2.8万人が就労・増収につながった。

【平成28年度】

- プラン作成件数は、平成27年度に比べて着実な伸びが見られる。

【参考】国の目安値(人口10万人・1ヶ月当たり)・経済・財政再生計画改革工程表KPI

	平成27年度 目安値	平成28年度 目安値	KPI(平成30年度)
新規相談受付件数	20件	22件	年間40万人 →人口10万人・1ヶ月 当たり換算すると26件
プラン作成件数	10件	11件	新規相談件数の50%
就労支援対象者数	6件	7件	プラン作成件数の60%
就労・増収率	40%	42%	75%

※ 就労・増収率については、H28から把握した実績を踏まえ、KPIを見直した

平成 27年度

平成27年4月 ～ 平成28年3月	新規相談受付件数		プラン作成件数		就労支援対象者数		就労者数	増収者数
		人口10万人 あたり		人口10万人 あたり		人口10万人 あたり		
	226,411	14.7	55,570	3.6	28,207	1.8	21,465	6,946

(件数、人)

平成 28年度

平成28年	新規相談受付件数		プラン作成件数		就労支援対象者数		就労者数		増収者数		就労・増収率 (②+③)/①
		人口10万人 あたり		人口10万人 あたり	(①)	人口10万人 あたり	うち就労支援対象 プラン作成者分 (②)	うち就労支援対象 プラン作成者分 (③)			
4月分	18,218	14.2	5,053	3.9	2,522	2.0	2,141	1,424	527	345	70%
5月分	19,097	14.9	5,329	4.2	2,627	2.0	2,079	1,380	578	361	66%
6月分	19,872	15.5	5,721	4.5	2,817	2.2	2,357	1,611	651	410	72%
7月分	18,717	14.6	5,547	4.3	2,721	2.1	2,306	1,577	658	436	74%
8月分	18,914	14.8	5,792	4.5	2,749	2.1	2,054	1,444	616	400	67%
9月分	19,341	15.1	5,641	4.4	2,691	2.1	2,199	1,523	606	427	72%
10月分	18,094	14.1	5,611	4.4	2,628	2.0	2,214	1,560	682	451	77%
11月分	17,739	13.8	5,699	4.4	2,775	2.2	2,292	1,642	589	410	74%
12月分	15,173	11.8	5,179	4.0	2,496	1.9	2,004	1,442	584	417	74%
1月分	18,035	14.1	5,379	4.2	2,471	1.9	1,758	1,236	502	336	64%
合計	183,200	14.3	54,951	4.3	26,497	2.1	21,404	14,839	5,993	3,993	71%

(件数、人)

※ 各項目の数値は概数であり、今後の整理の結果、異動を生じることがある。

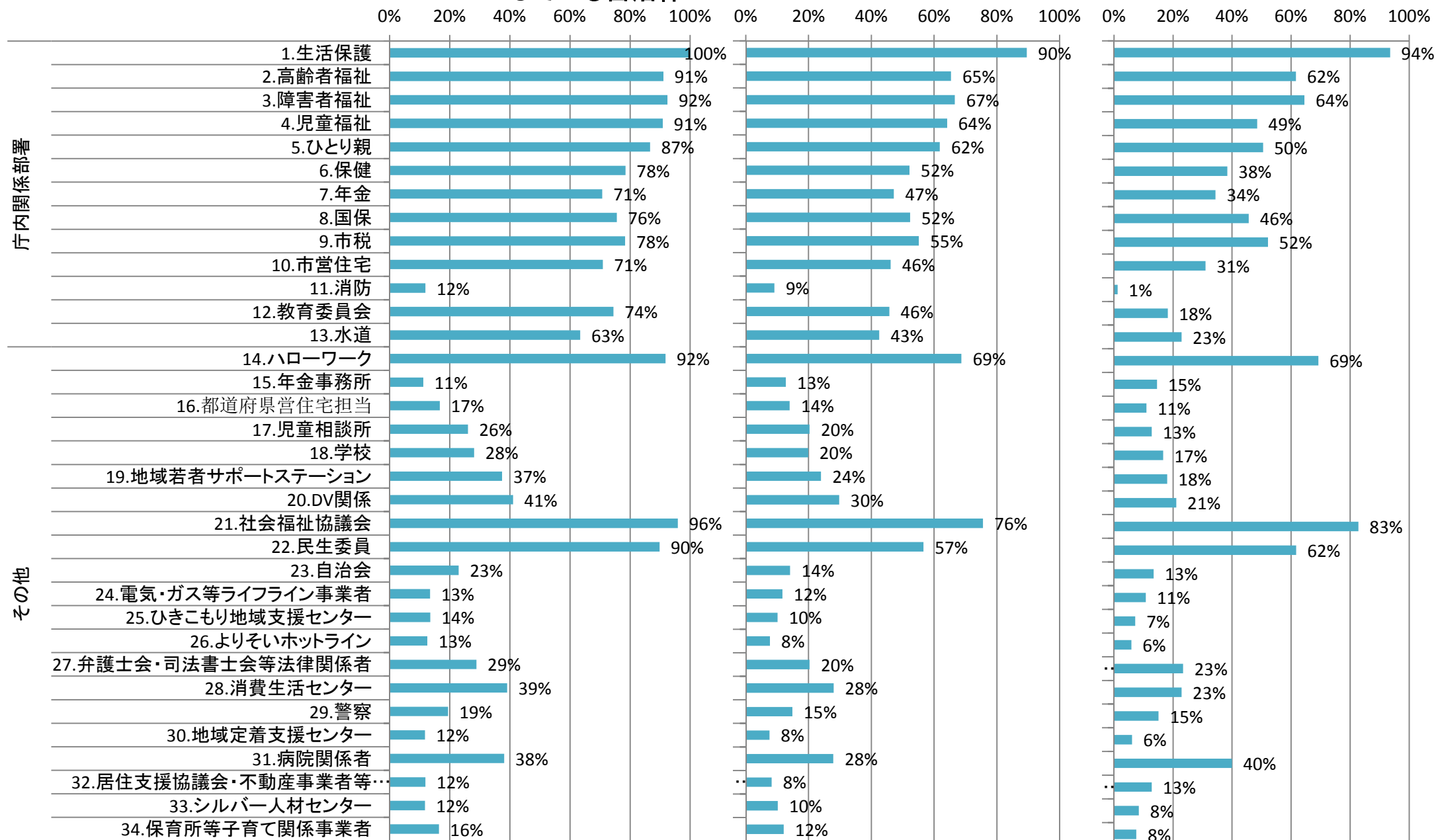
参考：自立相談支援機関と関係機関との連携状況

第1回生活困窮者自立支援
のあり方等に関する論点整
理のための検討会 資料3

◆各機関と制度概要を共有
している自治体

◆困窮制度へつながる対象者
像を明確化している自治体

◆各機関から実際につなが
た実績のある自治体



(出典)「自立相談支援機関の連携状況に関するアンケート」(H27.12実施)。

生活困窮者自立支援法と生活保護法の関係

第5回生活困窮者自立支援のあり方等に関する論点整理のための検討会
資料2

○ 生活困窮者自立支援法は、生活保護に至る前の第2のセーフティネットとして制度化され、目的・対象者の規定ぶりや事務の性質が異なる法体系となっている。

	生活困窮者自立支援法 (平成25年法律第105号)	生活保護法 (昭和25年法律第144号)
目的	第一条 この法律は、生活困窮者自立相談支援事業の実施、生活困窮者住居確保給付金の支給その他の生活困窮者に対する自立の支援に関する措置を講ずることにより、生活困窮者の自立の促進を図ることを目的とする。	第一条 この法律は、日本国憲法第二十五条に規定する理念に基き、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする。
対象者	第二条 この法律において「生活困窮者」とは、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者をいう。	第六条 この法律において「被保護者」とは、現に保護を受けている者をいう。 2 この法律において「要保護者」とは、現に保護を受けているとしないにもかかわらず、保護を必要とする状態にある者をいう。 3 (略)
事務の性質	□ 自治事務	□ 法定受託事務（保護の決定、変更、廃止、指導・指示 等） □ 自治事務（要保護者に対する相談・助言、就労支援事業）

二法に基づく事業の関係

第5回生活困窮者自立支援のあり方等に関する論点整理のための検討会
資料2

○ 保護を受給しているかどうかを問わず、本人が必要とする支援の内容を起点に、生活困窮者自立支援法・生活保護法により提供するものを整理すると、以下のとおり。

本人が必要とする支援の内容	生活困窮者自立支援法により提供するもの	生活保護法により提供するもの
1 生活全体を経済的な面から支える必要がある	—	生活扶助を始めとした各種扶助 (最低生活の保障)
(1) 一時的に必要ながある	一時生活支援事業(法第6条第1項)	
(2) 一時的に、特に家賃面のみ支える必要がある	住居確保給付金(法第5条第1項)	
2 自立に向けた生活全般の支援	自立相談支援事業(法第4条第1項)	生活保護法に基づく援助方針の策定 等 要保護者に対する相談・助言(法第27条の2) 等
(1) 就労の支援	自立相談支援事業の就労支援員(〃)	被保護者就労支援事業(法第55条の6)
①ハローワークとの一体支援	生活保護受給者等就労自立促進事業(就職支援ナビゲーター)(予算事業)	
②就労準備支援	就労準備支援事業(法第6条第1項)	被保護者就労準備支援事業(予算事業)
③中間的就労	認定就労訓練事業(法第10条)	左記の利用が可能
(2) 金銭管理面の支援	—	自立支援プログラムによる金銭管理 等
(3) 家計管理能力の支援	家計相談支援事業(法第6条第1項)	
3 子どもに対する学習支援	子どもの学習支援事業(法第6条第1項)	左記の利用が可能 17

就労支援関係事業の実施状況

第5回生活困窮者自立支援のあり方等に関する論点整理のための検討会
資料2

○ 特に就労支援関係事業については、両法に基づく事業を一体的に行える枠組みとなっており、半数程度は一体的に実施されている。

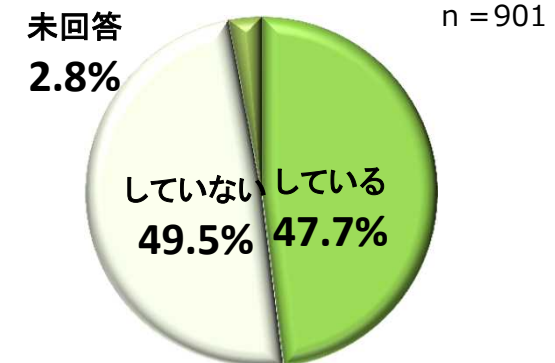
1. 就労支援関係事業の実績(生活困窮者自立支援法・生活保護法)

【生活困窮者自立支援法】

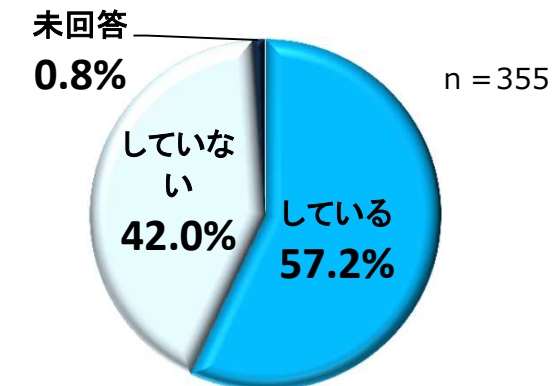
【生活保護法】

	H27年度実績等		H27年度実績等 ※12/8現在 速報値
支援対象者 (ニーズ量)	就労支援対象者 約2.8万人 困窮者法独自の オーダーメイド支援 が効果的な対象者 (推計) 約2.4～3.4万人	支援対象者 (ニーズ量)	事業対象者 約31.3万人 ※保護の実施機関が就 労可能とする被保護者 の数。就労中の者や就 労支援事業等に参加せ ずに就労活動を行って いる者等を含む。
自立相談支援事 業の就労支援	22,430件 (901自治体)	被保護者就労支 援事業	83,237人 (901自治体)
生活保護受給者 等就労自立促進 事業	14,650件	生活保護受給者 等就労自立促進 事業	67,611人
就労準備支援 事業	1,833件 (253自治体)	被保護者就労 準備支援事業	6,869人 (172自治体)
認定就労訓練 事業	161件		

2. 自立相談支援事業と被保護者 就労支援事業との一体的実施



3. 就労準備支援事業と被保護者 就労準備支援事業との一体的実施



(資料出所) 2、3ともに平成28年度生活困窮者自立支援制度事業実施状況調査。3の回答数は平成28年度の就労準備支援事業実施自治体数。一体的実施とは、同一法人に委託している場合や、いずれも直営で実施している場合等を指す。

※複数の支援事業に参加した者は重複して計上。

事業の概要

- 家計表等を活用し、本人を含む世帯全体の家計収支等に関する課題の評価・分析(アセスメント)し、状況に応じた家計再生プランを作成。

具体的な支援業務として、

- ① 家計管理に関する支援(家計表等の作成支援、出納管理等の支援)
- ② 滞納(家賃、税金、公共料金等)の解消や各種給付制度等の利用に向けた支援
- ③ 債務整理に関する支援(多重債務者相談窓口との連携等)
- ④ 貸付のあっせん 等を行う。

支援の流れとねらい

【基本的な形】

1. 世帯の家計の見える化
(相談時家計表の作成)
2. 月単位又は数年先の家計推移の見通しを立て、家計計画を検討
(家計計画表・キャッシュフロー表の作成)
3. 継続面談を通じたモニタリング

・・・収支を把握し本人自ら「いくら足りないか」に気づく

・・・家計相談支援員とのやりとりの中で「何を増やし、何を減らすか」を本人が自分で考え、見通しを立てる(各種給付制度の利用や契約の見直し等については支援員がアドバイス)

・・・本人が自力で家計管理できるようになるまでの支援

【本人の状況に応じて組み込む支援】滞納している税・公共料金等や債務の分納・償還、貸付のあっせん等

期待される効果

- 自力で家計管理できるようになり、世帯としての家計基盤が整うことにより、将来の収支変動にも対応可能に。
- 滞納している税・公共料金等や債務等を解消することにより、生活が安定。

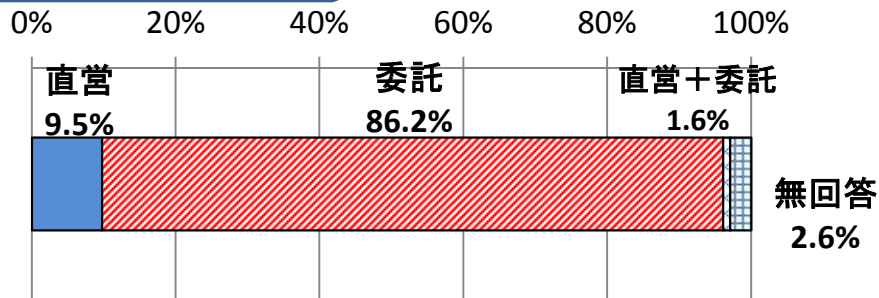
家計相談支援事業の実施状況①

第3回生活困窮者自立支援のあり方等に関する論点整理のための検討会
資料2

- 運営方法について、直営方式との併用を含めて87.8%の自治体が委託により実施している。
- 委託先は社会福祉協議会(70.9%)が最も多く、次いでその他(17.3%)となっている。
- 家計相談支援員の配置状況は、実人数で596人、1自治体平均2.1人となっている。

1. 運営方法

(n=205)

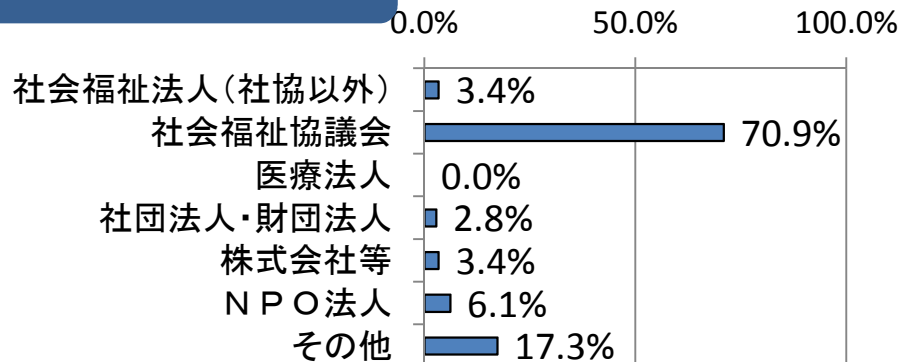


【参考】 自立相談支援事業の実施者との重なり

同一の実施者	72.9%
異なる実施者	27.1%

2. 委託先

(複数回答、n=179)

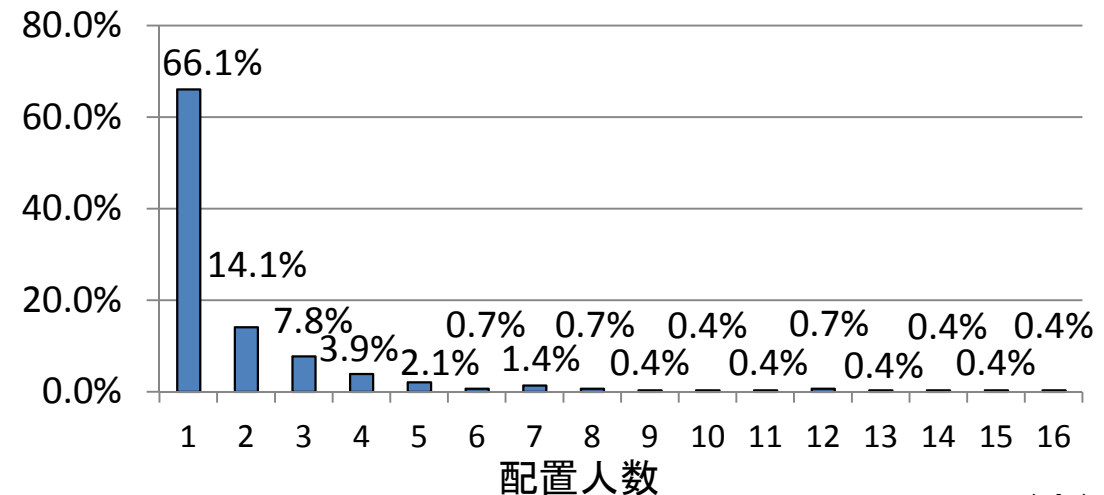


3. 家計相談支援員の配置状況

(n=304)

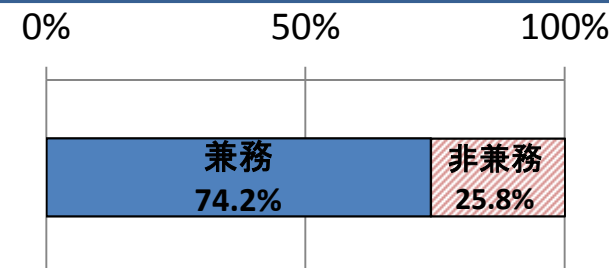
配置人数

合計596人(1自治体平均1.96人)



4. 自立相談支援事業との兼務状況

(n=596)



法律上の位置づけ

- 収入、支出その他生計の状況を適切に把握することを、生活保護受給者の責務として位置づけている（生活保護法第60条）。※平成25年生活保護法改正法により追加

【生活保護受給者への金銭管理等支援の実施状況】

- ケースワークにおける金銭管理等支援：
 - ・ 金銭を適切に管理できず日常生活に支障をきたしている生活保護受給者に対して、公共料金の支払支援や銀行口座開設の手続支援等を実施
 - ・ それ以外にも、ケースに応じて家計簿の作成やレシート提出などの指導を実施
 - ・ 就労や早期の保護脱却のために必要な経費については、自立更生計画を作成して、ケースワーカーの指導の下、保護費のやりくり等により預貯金をすることが可能となっている。
- 自立支援プログラムによる金銭管理支援：
 - ・ 平成26年度においては、106自治体が自立支援プログラムに金銭管理支援を位置づけ実施（プログラム参加者数 1, 549人） ※保護課調べ。他支援の一環として金銭管理支援を実施しているものを含む。
 - ＜自立支援プログラムによる金銭管理支援の例として、事務連絡で示している支援の例＞
 - ・ 日常生活費の管理支援（生活保護費や年金等の管理支援、家賃及び公共料金等の支払代行並びに手続の支援等）
 - ・ 手続支援（銀行口座開設及び振込先変更等の手続き支援）
 - ・ 生活安定支援（家計簿管理方法の提案及び実施の支援等）
- 社会福祉協議会の「日常生活自立支援事業」を活用している自治体もある。

効果

安定的な家計が維持されることで、収入を基本的な生活需要に充てることができ、生活水準の維持につながる。

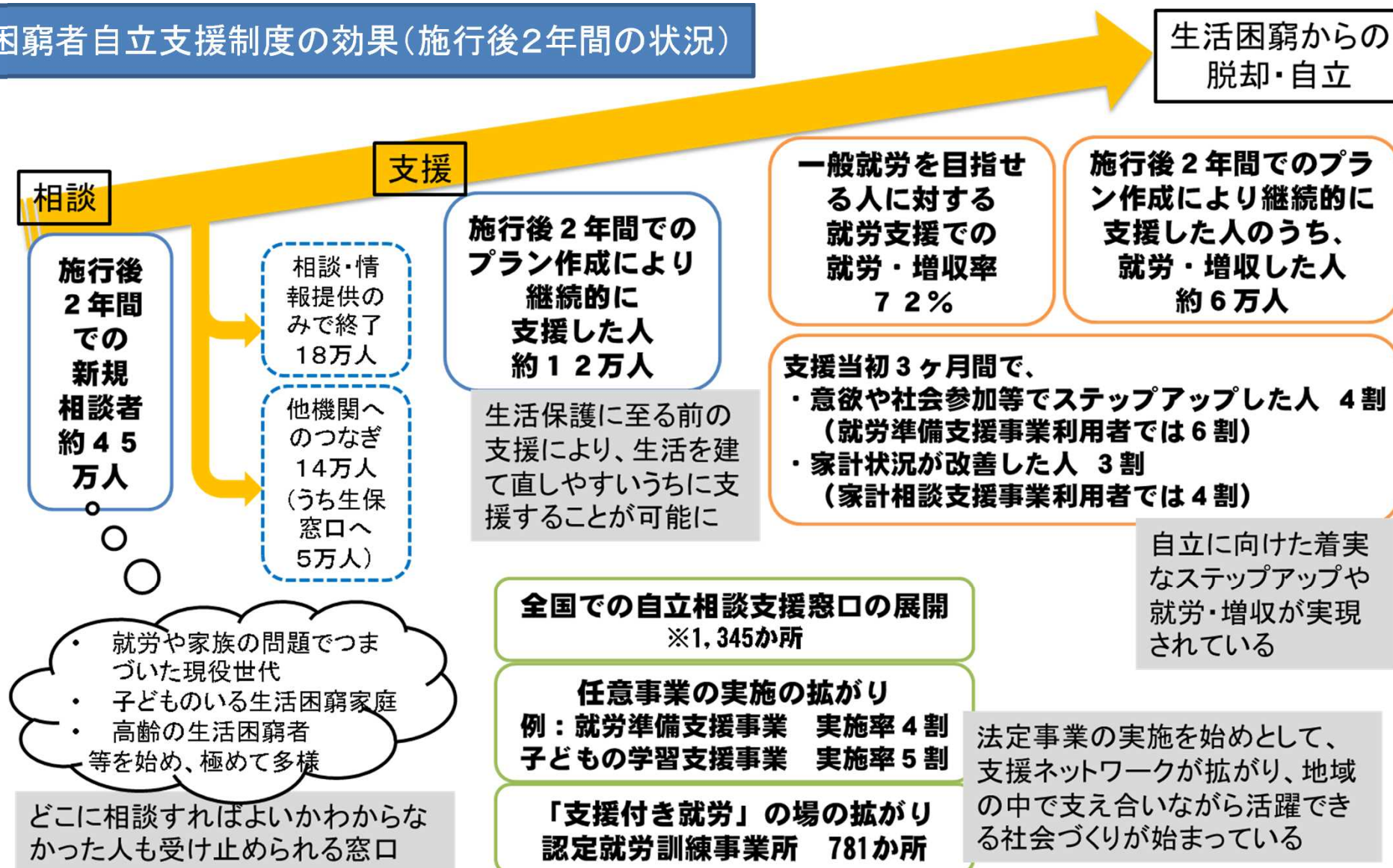
生活保護受給者への家計相談支援についての論点

- これまでの取組は、金銭を適切に管理できない生活保護受給者を念頭においた支援を中心に行っているが、保護からの脱却を目指す世帯に対して、子の就学等の将来のライフステージに応じた支出を見越して、計画的な家計管理を行う力を身につけてもらうことにより、経済的自立への準備につながるとともに、保護脱却後に再受給に陥るリスクが軽減されると考えられる。

「生活困窮者自立支援のあり方に関する論点整理」について（概要）

- 「生活困窮者自立支援のあり方等に関する論点整理のための検討会」（座長：宮本太郎中央大学教授）において、「生活困窮者自立支援のあり方に関する論点整理」をとりまとめ。
- 今後、社会保障審議会に部会を設置し、この論点整理を踏まえた生活困窮者自立支援法の見直しについて検討を深める予定。

1. 生活困窮者自立支援制度の効果（施行後2年間の状況）



2. 今後さらなる対応を要する課題と主な論点

まだ支援につながっていない生活困窮者への対応

- ・ 自ら自立相談支援機関へ相談することの難しい人にも確実に支援することが必要
- ・ 経済的困窮かどうかに関わらず、すべての相談を断らないことを徹底することが必要

支援メニューの不足

- ・ 地域に就労の場等を求める取組は試行錯誤している自治体も多い段階
- ・ 就労準備支援・家計相談支援は、支援において不可欠だが、実施率は約3割～4割
- ・ 住まいを巡る課題への支援の不足
- ・ 当座の資金ニーズへの対応
- ・ 生活保護の支援との一貫性の確保の必要性

対象者に応じた支援の必要性

- ・ 貧困の連鎖防止・子どもの貧困への対応、高齢の生活困窮者への支援が社会的課題

自治体の取組のばらつき

- ・ 先進的に取り組む自治体と取組が脆弱な自治体の差の拡大

(1) 自立相談支援事業のあり方に関する論点

- ・ 自立相談支援事業において自治体が支援員をしっかりと配置できるような枠組みの必要性
- ・ 関係機関において既に生活困窮の端緒を把握している人をしっかりと相談につなげる仕組みの必要性(生活保護、税部門、学校等)
- ・ 都道府県等の関係機関(地域自殺対策推進センター等)との連携強化
- ・ 法の対象者のあり方

(2) 就労支援のあり方に関する論点

- ・ 就労準備支援事業の必須化
- ・ 自治体における無料職業紹介の積極的な取組
- ・ 認定就労訓練事業所に対する経済的インセンティブ

(3) 家計相談支援のあり方に関する論点

- ・ 家計相談支援事業の必須化

(4) 子どもの貧困への対応に関する論点

- ・ 子どもの学習支援事業の内容の標準化と、貧困の連鎖防止のための総合的な事業としての再構築
- ・ 学習支援を世帯支援につなげる

(9) 支援を行う枠組みに関する論点

- ・ 制度理念の法定化、人材養成研修のあり方
- ・ 基礎自治体を支援する都道府県の役割、町村部の施行に町村役場が当事者として参画する枠組みの必要性
- ・ 社会福祉法人が行う生活困窮者に対する支援との連携

(5) 一時生活支援のあり方に関する論点

- ・ 一時生活支援事業の広域実施推進

(6) 居住支援のあり方に関する論点

- ・ どのような居住支援が考えられるか
- ・ 新たな住宅セーフティネットの活用

(7) 高齢者に対する支援のあり方の論点

- ・ 高齢者への就労、居住支援
- ・ 高齢期になる前の予防的支援

(8) 関連する諸課題に関する論点

- ・ 生活福祉資金の貸付要件等の見直し
- ・ 生活保護との間での支援の一貫性の確保

2 個別論点

(1) 自立相談支援のあり方(相談受付、プラン作成、支援)

【現状の評価と課題】

生活困窮者の自立支援に当たっては、自ら自立相談支援機関へ相談できるケースばかりではないことから、まずはいかに相談につなげるかが一つのポイントとなる。

(実績)

自立相談支援機関への相談経路 本人自ら連絡：約4割、関係機関・関係者からの紹介：約3割

関係機関から実際につながった実績のある自治体 生活保護担当から：94%、高齢者福祉・障害者福祉・児童福祉等の担当から：約5～6割、国民健康保険担当から：46%、市税担当から：52%、教育委員会から：18%、市営住宅担当から：31%、水道事業部門から：23% 等

実際につながった実績がある市内関係機関が多い自治体ほど、新規相談件数が多いことが確認されている。

【論点】

(生活困窮者を受け止める)

法による支援は、日々の生活に追われ、また、自尊感情の低下等により自ら自立相談支援機関へ相談することの難しい人も含め、支援を必要とする人を確実に相談につなげていくことがその入口となる。具体的には、例えば以下のように関係機関において既に生活困窮の端緒を把握している人について、しっかりと自立相談支援事業につなげていく仕組みが必要ではないか。

- ① 生活保護の申請をしたが、要件を満たさずに却下となった人
- ② 地方自治体等が把握している、税や公共料金等を滞納している人
- ③ 学校や児童福祉行政の中で子どもの様子を端緒に把握されている、課題のある家庭

(3) 家計相談支援のあり方

【論点】

(生活保護受給者の利用)

生活保護受給者については、主に金銭の適切な管理という観点から、ケースワークにおける支援等を行っているが、保護からの脱却を目指す世帯に対して、将来のライフステージに応じた支出を見越した計画的な家計管理の能力を身につけることが経済的自立へつながり、保護脱却後の再受給リスクの軽減にもなると考えられることから、生活保護制度の自立支援プログラムの中で明確に家計相談支援事業を位置づけて推進することが考えられる。

2 個別論点

(8) 自立支援に関連する諸課題

【現状の評価と課題】

(生活保護との関係)

- また、まずは生活保護法による保護を必要とする状態にある場合、自立相談支援機関から福祉事務所の生活保護担当へつながることもある。
- 生活保護法と生活困窮者自立支援法では対象者が分かれているが、支援メニューに関しては、制度上は、就労支援や就労準備支援等について生活困窮者・生活保護受給者に対して同様の支援が可能な仕組みとなっている。

(実績)

自立相談支援事業と被保護者就労支援事業との一体的実施を行っている割合(901自治体中・H28年度) 47.7%

就労準備支援事業と被保護者就労準備支援事業との一体的実施を行っている割合(355自治体中・H28年度) 57.2%

- 相談支援の場面においても、自立相談支援機関から福祉事務所につながる場合はアセスメントシート等を共有し、福祉事務所から自立相談支援機関へつながる場合はケース記録等を共有するなど、自立相談支援機関と福祉事務所の相互連携や情報共有が行われるよう、通知等により求めてきた。しかしながら、例えば自立相談支援機関へ相談があったのち生活保護担当につながる場合には、自立相談支援機関ではプランを作成しないため、保護決定されたかどうか、被保護者となった後にどういう経過を辿ったかを把握する法令上の仕組みはない。こうしたことから、支援の一貫性という点では課題があるのではないかとの指摘がある。

(実績)

新規相談者のうち、福祉事務所(生活保護担当)へつながる割合(H28年度) 約1割

プラン作成対象者のうち生活保護適用となる割合(就労支援対象者でない場合) 31.2%

【論点】

(生活保護との関係)

- 自立相談支援機関に相談があった後、一時的に生活保護を利用し生活を安定させてから生活保護を脱却し、自立相談支援機関において自立支援を行っていくことも想定しうる。また、こうした「自立相談支援事業→生活保護→自立相談支援事業」という場合だけでなく、生活保護脱却時に自立相談支援事業につなげて生活保護脱却後の生活の安定を支援する必要があるケースもある。これらの場合に、支援の一貫性をどのように確保すべきか。
- こうした支援の一貫性が重要である一方で、入口については、福祉事務所とは別に自立相談支援機関が設けられていることによって相談に関する心理的ハードルが下がっているという利点もあるのではないか。法による支援は、なるべく早期に開始することが望ましく、相談しやすい窓口のあり方が重要ではないか。

その他の自立支援、 子どもの貧困対策について

ひとり親家庭・多子世帯等自立応援プロジェクト（課題と対応）

現状・課題

- 経済的に厳しい状況に置かれたひとり親家庭や多子世帯が増加傾向
- これらの方の自立のためには、
 - ・ 支援が必要な方に行政のサービスを十分に行き届けること
 - ・ 複数の困難な事情を抱えている方が多いため一人一人に寄り添った支援の実施
 - ・ ひとりで過ごす時間が多い子供達に対し、学習支援も含めた温かい支援の実施
 - ・ 安定した就労による自立の実現が必要。

- 昭和63年から平成23年の25年間で
母子世帯は1.5倍、父子世帯は1.3倍
(母子世帯84.9万世帯→123.8万世帯、
父子世帯17.3万世帯→22.3万世帯)
- 母子世帯の80.6%が就業しており、そのうち47.4%はパート、アルバイト等
- 母子世帯の平均年間就労収入（母自身の就労収入）は181万円、平均年間収入（母自身の収入）は223万円

対 応

就業による自立に向けた就業支援を基本としつつ、子育て・生活支援、学習支援などの総合的な支援を充実。

① 支援につながる

◆ 自治体窓口のワンストップ化の推進

② 生活を応援

- ◆ 子どもの居場所づくり
- ◆ 児童扶養手当の機能の充実
- ◆ 養育費の確保支援
- ◆ 母子父子寡婦福祉資金の見直し
- ◆ 多子世帯・ひとり親世帯の保育所等利用における負担軽減

③ 学びを応援

- ◆ 教育費負担の軽減
- ◆ 子供の学習支援の充実
- ◆ 学校をプラットフォームとした子供やその家庭が抱える問題への対応

④ 仕事を応援

- ◆ 就職に有利な資格の取得促進
- ◆ ひとり親家庭の親の就労支援
- ◆ ひとり親が利用しやすい能力開発施策の推進
- ◆ 非正規雇用労働者の育児休業取得促進

⑤ 住まいを応援

◆ ひとり親家庭等に対する住居確保の支援

⑥ 社会全体で応援

- ◆ 「子供の未来応援国民運動」の推進
- ◆ 子供の未来応援地域ネットワーク形成支援

平成28年通常国会において
児童扶養手当法改正法が成立

生活保護受給者に対する子どもの貧困関連施策

教育・生活の支援

○ 教育扶助等の支給

- ・ 義務教育に伴って必要な費用を支給。
教育扶助基準(月額):2,210円(小)、4,290円(中)
学習支援費(月額):2,630円(小)、4,450円(中)
入学準備金:40,600円(小)、47,400円(中) 等

○ 高等学校等就学費の支給

- ・ 高等学校等に進学する場合に高等学校等就学費を支給。
基本額(月額):5,450円、学習支援費(月額):5,150円
入学料及び入学検査料 等

○ 学習支援事業の実施(生活困窮者自立支援法により法定化(平成27年4月施行))

- ・ 生活保護世帯を含む生活困窮世帯の子どもに対して、進路相談、中退防止のための支援、子どもの居場所づくりに関する支援を含む学習支援の実施。実施自治体:300自治体(平成27年度)
平成28年度は、高校中退防止及び家庭訪問の取組を強化。

○ 子どもの学習塾等費用の収入認定除外(平成27年10月から実施)

- ・ 生活保護世帯の高校生等の奨学金、アルバイト収入を学習塾等の費用に充てる場合には収入認定から除外。

経済的支援

○ 大学等の進学費用の収入認定除外

- ・ 以下の収入について、本人の高校卒業後の大学等の進学にかかる経費に充てられる場合には、収入認定から除外。
生活保護世帯の高校生のアルバイト収入(平成26年4月から実施)
奨学金を含む恵与金・貸付金(平成28年7月から実施)

○ 児童養育加算の支給(児童手当相当)

- ・ 児童の養育に当たる者に支給。
第1子及び第2子 月額:10,000円(3歳未満:15,000円)
第3子以降 月額:10,000円(小学校修了前:15,000円)

○ 母子加算の支給

- ・ 父子又は母子世帯に支給。
第1子 月額:22,790円(1級地の場合)、第2子以降加算有

保護者に対する就労の支援

○ 就労支援事業等の実施

- ・ 就労支援員による支援や、ハローワークと福祉事務所等のチーム支援、就労の準備段階の者への支援などきめ細かい支援を実施。

○ 就労や自立に向けたインセンティブの強化

① 就労活動促進費の支給(平成25年8月から実施)

- ・ ハローワークでの求職活動など、自ら積極的に就労活動に取り組む者に対して支給。※月額5千円 原則6カ月(最長12カ月)

② 就労自立給付金の支給(平成26年7月から実施)

- ・ 就労による自立を促進するため、安定した就労を得たこと等により保護廃止に至った者に対して支給。
※上限額 単身世帯10万円、多人数世帯15万円

○ 親の学び直しの支援

- ・ 生活保護を受給しているひとり親家庭の親に対し、一定の要件の下、高等学校等就学費を支給。

○ 基礎控除の引き上げ(平成25年8月から実施)

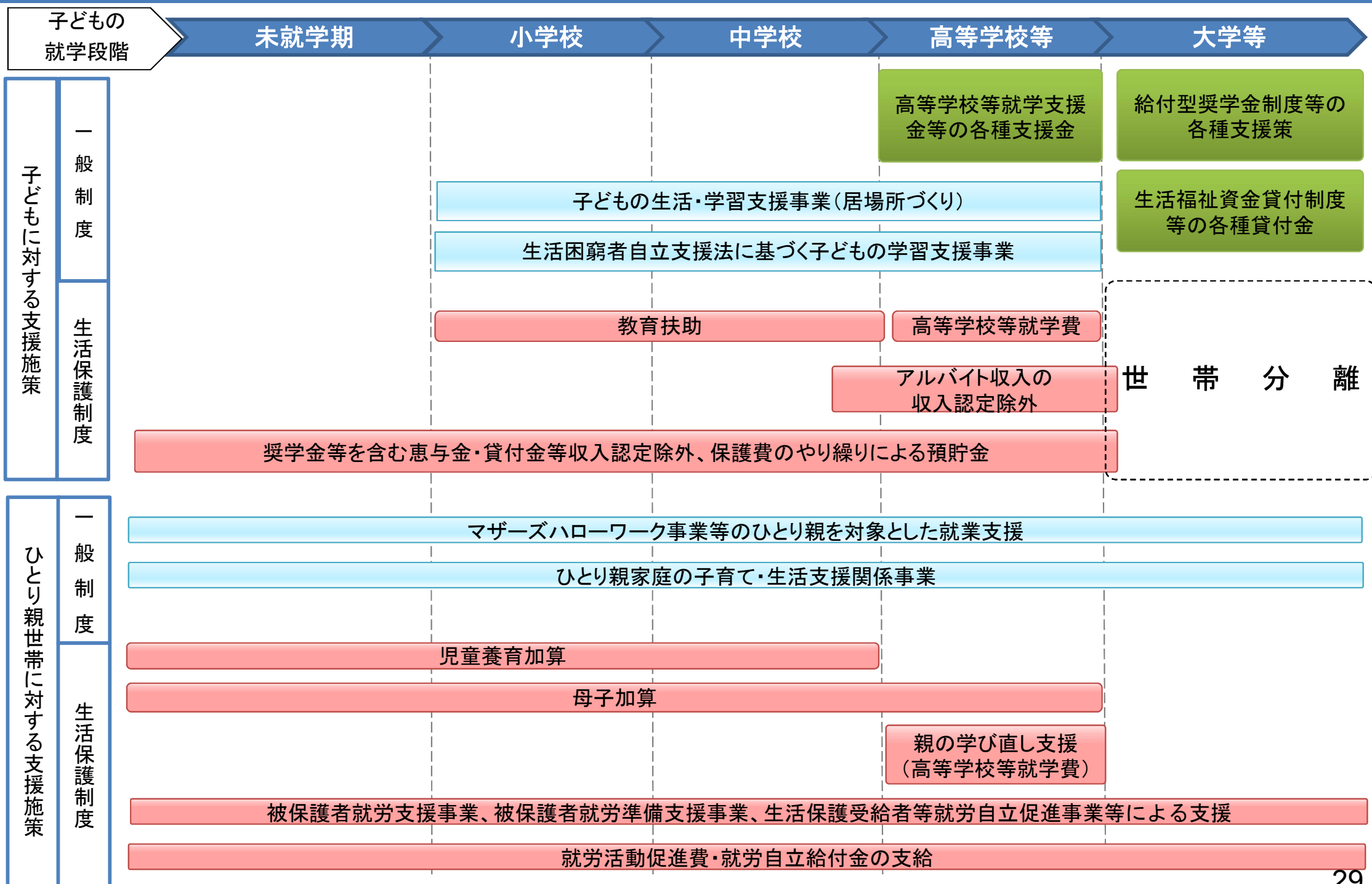
- ・ 就労収入のうち一定額を収入から控除し、収入の一部を手元に残す勤労控除のうち、基礎控除の引き上げ。
※ 8,000円 → 15,000円

【参考】生活保護世帯に属する子供の貧困に関する指標(平成27年4月時点)

指標	生活保護世帯	(参考)全世帯
① 高等学校等進学率	92.8%	98.8%
② 高等学校等中退率	4.5%	1.5%
③ 大学等進学率(専修学校等を含む)	33.4%	73.2%
④ 就職率(中学校卒業後)	1.7%	0.3%
⑤ 就職率(高等学校等卒業後)	45.5%	18.2%

※ 実線は、「子供の貧困対策に関する大綱」(平成26年8月29日閣議決定)に掲載のある施策。
点線は、「子供の貧困対策に関する大綱」に掲載されていない施策。

生活保護受給世帯における子ども及びひとり親世帯に対する主な支援施策について



子どもの生活・学習支援事業(居場所づくり)

※平成28年度予算額 母子家庭等対策総合支援事業費補助金(11,200百万)の内数

現状と課題

- ひとり親家庭の子どもは、親との離別・死別等により精神面や経済面で不安定な状況に置かれるとともに、日頃から親と過ごす時間が限られ、家庭内でのしつけや教育等が十分に行き届きにくい。
- ひとり親家庭の子どもが抱える特有の課題に対応し、貧困の連鎖を防止する観点から、ひとり親家庭の子どもの生活向上を図ることが求められている。

対応

※平成28年度から実施

- 放課後児童クラブ等の終了後に、ひとり親家庭の子どもに対し、悩み相談を行いつつ、基本的な生活習慣の習得支援・学習支援、食事の提供等を行い、ひとり親家庭の子どもの生活向上を図る自治体の取組を支援する。
- 自治体から委託を受けたNPO法人等が、地域の実情に応じて、地域の学生や教員OB等のボランティア等の支援員を活用し、児童館・公民館や民家等において、事業を実施する。

<イメージ>

地域の支援スタッフ
(学生・教員OB等)



<実施場所>
児童館、公民館、民家等



<支援の内容(例)>

学習支援 遊び等の諸活動 調理実習 食事の提供



※食材の確保は地域の協力を得る

※平成27年度補正予算で学習支援等を行う場所を開設するために必要な備品の購入費用等を補助。

子どもの学習支援事業について

※平成29年度予算(案):35億円

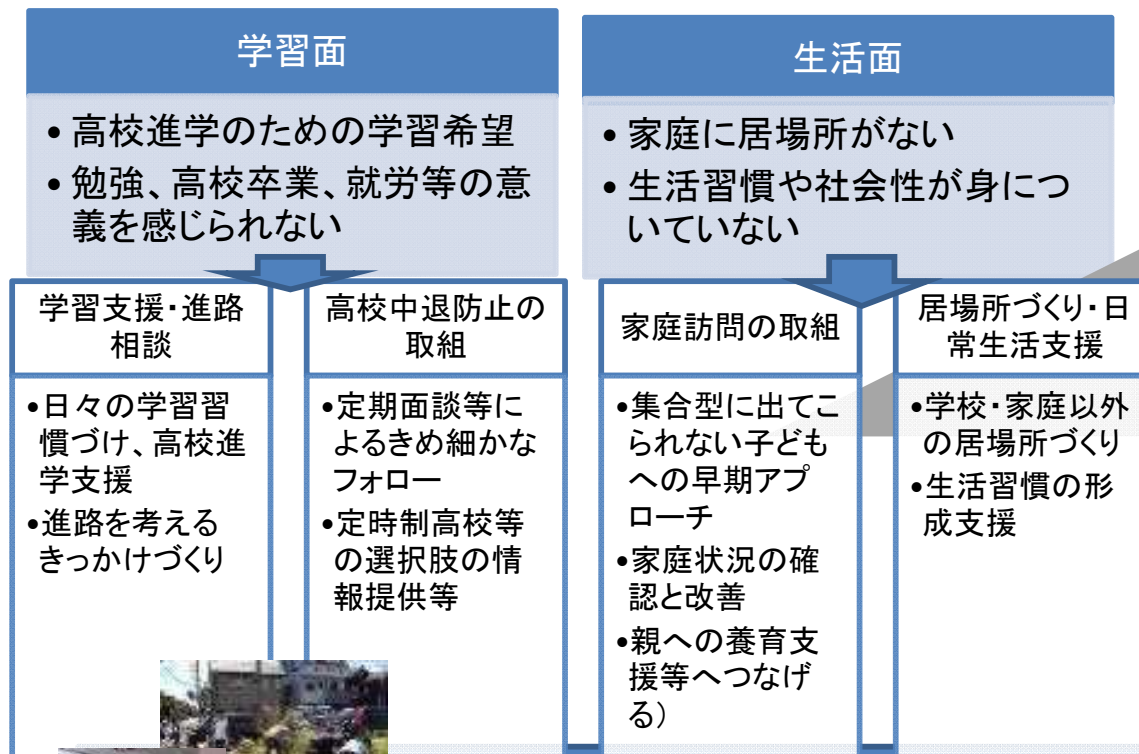
事業の概要

- 「貧困の連鎖」を防止するため、生活保護受給世帯の子どもを含む生活困窮世帯の子どもを対象に学習支援事業を実施。
- 各自治体が地域の実情に応じ、創意工夫をこらし実施(地域資源の活用、地域の学習支援ボランティアや教員OB等の活用等)。
- 平成28年度においては、高校中退防止及び家庭訪問の取組を強化。

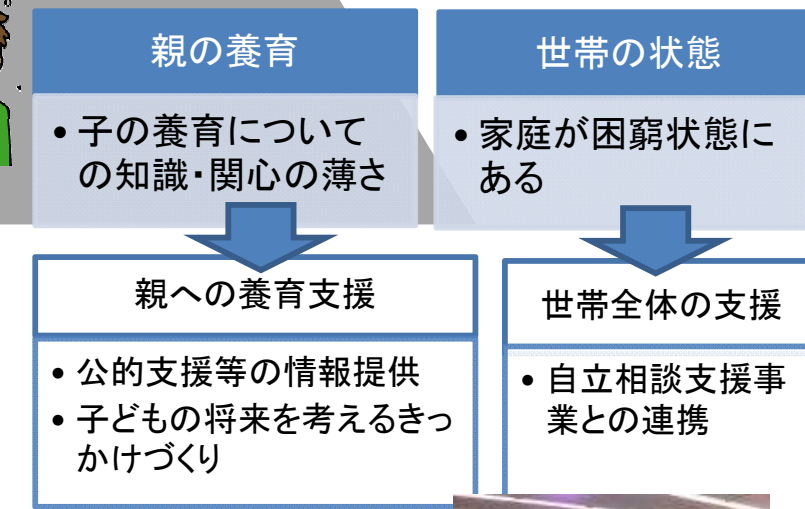
支援のイメージ

- 将来の自立に向けた包括的な支援：単に勉強を教えるだけではなく、居場所づくり、日常生活の支援、親への養育支援などを通じて、子どもの将来の自立に向けたきめ細かで包括的な支援を行う。
- 世帯全体への支援：子どもの学習支援事業を入口として、必要に応じて自立相談支援事業等と連携することで世帯全体への支援を行う。

<子どもの課題とその対応>



<家庭の課題とその対応>



子どもの学習支援事業を通じて、子ども本人と世帯の双方にアプローチし、
子どもの将来の自立を後押し(貧困の連鎖防止)



子どもの学習支援事業の利用状況

第2回生活困窮者自立支援のあり方等に関する論点整理のための検討会
資料2

- 平成27年度に子どもの学習支援事業を利用した者は20,421人(実人数)であり、そのうち生活保護世帯が11,978人(58.7%)、生活保護以外の世帯が8,443人(41.3%)。
- 生活保護世帯を支援対象としている自治体が94.7%あり、生活保護以外の世帯属性としては、就学援助受給世帯を支援対象としている自治体(42.5%)が最も多く、次いでひとり親家庭(40.5%)となっている。

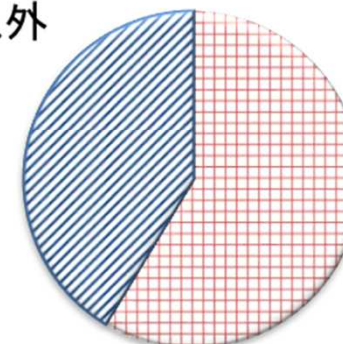
1. 子どもの学習支援事業の利用者数

利用者数 (実人数)	20,421人
---------------	---------

2. 事業利用者の属性

(n=20,421)

生活保護以外
の世帯
41.3%



生活保護
世帯
58.7%

3. 事業対象者の属性

(n=301、複数回答)

0% 20% 40% 60% 80% 100%

生活保護世帯 94.7%

就学援助受給世帯 42.5%

ひとり親家庭 40.5%

市町村民税非課税世帯 31.2%

児童扶養手当全額受給世帯 30.6%

その他 27.2%

児童養護施設入所者 3.3%

4. 学習支援等の実施状況

	学習支援	居場所の提供	高校中退防止	訪問支援
箇所数(拠点数)	950カ所			
年間実施回数	26,936回	19,124回	11,740回	26,614回
利用人数(実人数)	16,817人	6,548人	1,300人	4,930世帯

高等学校等就学支援金交付金等

平成29年度予算額（案） 3,668億円（平成28年度予算額 3,680億円）

＜内訳＞ 高等学校等就学支援金交付金（新制度・旧制度） 3,624億円
公立高等学校授業料不徴収交付金（旧制度） 0.2億円
高等学校等就学支援金事務費交付金 44億円

概 要

全ての意志ある生徒が安心して教育を受けられるよう、高等学校等の授業料に充てるために高等学校等就学支援金を支給（学校設置者が代理受領）することで、家庭の教育費負担の軽減を図る。

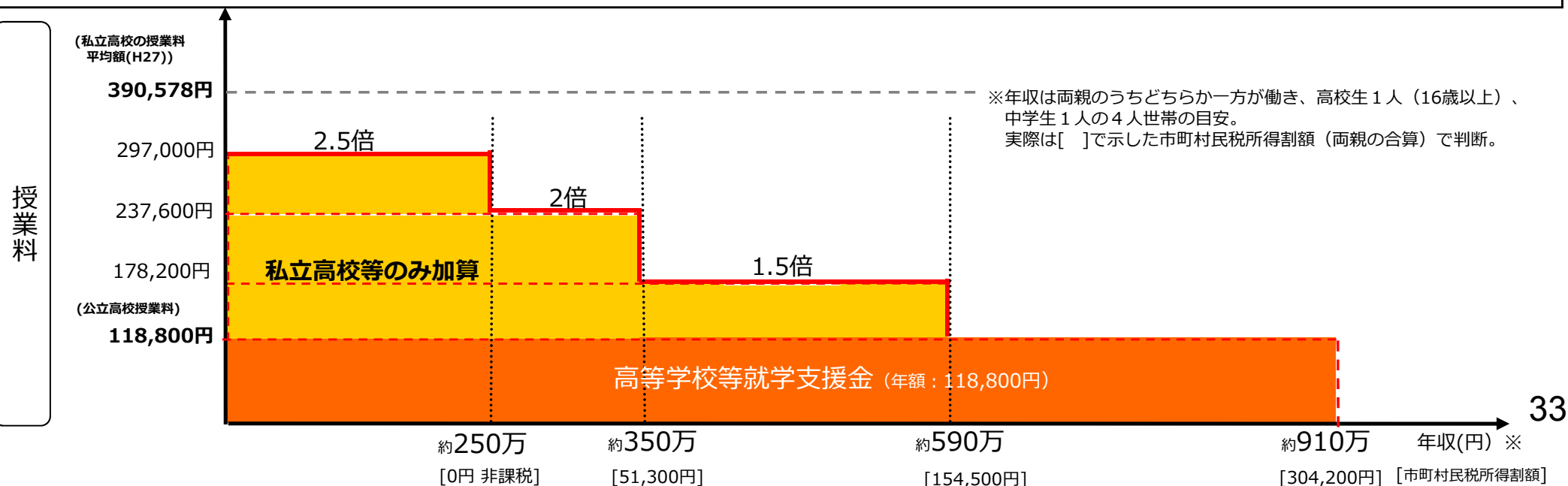
◆対象となる学校種

国公立の高等学校、中等教育学校（後期課程）、特別支援学校（高等部）、高等専門学校（1～3年生）、専修学校高等課程、専修学校一般課程及び各種学校のうち国家資格者養成課程（中学校卒業者を入所資格とするもの）を置くもの、各種学校のうち告示指定を受けた外国人学校、海上技術学校。

◆受給資格要件として所得制限を設け、年収約910万円（市町村民税所得割額 304,200円）以上の世帯の生徒については、就学支援金を支給しない。

◆支給額は年額118,800円を上限とするが、私立高校に通う低所得世帯及び中所得世帯の生徒等については、所得に応じて59,400円～178,200円を加算して支給。

※ 平成29年度においては生徒数の減少及び定時制・通信制の4年生が新制度に移行することなどに伴う減を反映。
（受給者数の減：約1.8万人）



高校生等奨学給付金の充実

平成29年度予算額（案）：136億円【5億円増】
平成28年度予算額：131億円

施策内容

全ての意志ある生徒が安心して教育を受けられるよう、低所得世帯の授業料以外の教育費負担を軽減するため、高校生等奨学給付金により支援を行う。（国庫負担1／3）

※授業料以外の教育費とは、教科書費、教材費、学用品費、通学用品費、入学学用品費、教科外活動費 など

- 生活保護受給世帯及び非課税世帯の高校生等に対して給付金を支給。なお、特に家庭の教育費の負担が大きい15歳以上23歳未満の兄弟姉妹がいる場合には、給付額を増額。



平成29年度予算（案）概要

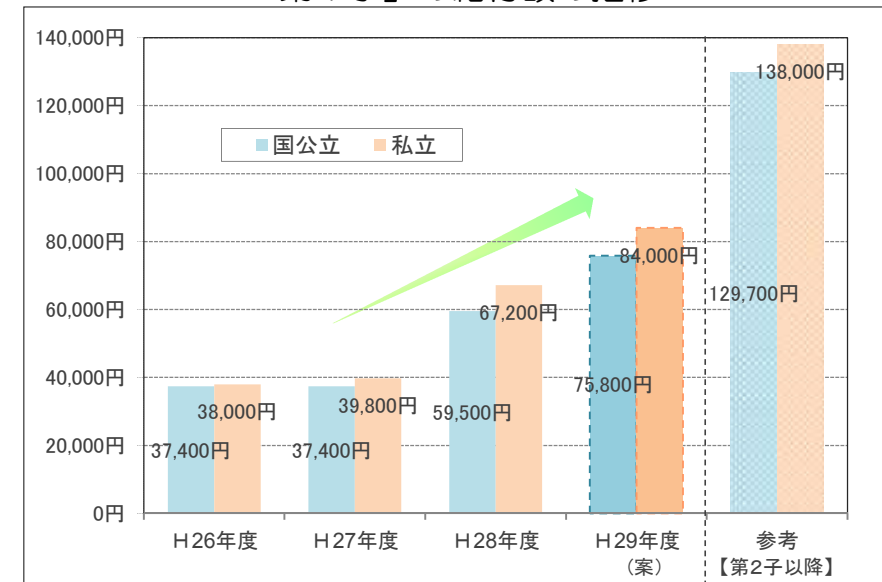
◎高等学校等の生徒数及び申請者数の減少に伴い給付対象(予定)者数が減少【8.6億円減】

給付対象(予定)者数：47.8万人 ⇒ 45万人（▲2.8万人）

◎非課税世帯 全日制等（第1子）の給付額の増額【13.6億円増】

世帯区分	給付額（年額）			
生活保護受給世帯 全日制・通信制	国公立	32,300円	私立	52,600円
非課税世帯 全日制等（第1子）	国公立	59,500円 ↓(+16,300円) 75,800円	私立	67,200円 ↓(+16,800円) 84,000円
非課税世帯 全日制等（第2子以降） ※15歳以上23歳未満の兄弟姉妹がいる場合	国公立	129,700円	私立	138,000円
非課税世帯 通信制	国公立	36,500円	私立	38,100円

「第1子」の給付額の推移



家庭の経済状況にかかわらず、誰もが安心して教育を受けられるよう、低所得世帯の更なる教育費負担の軽減を図る。

給付型奨学金制度の創設

- ✓ 経済的な理由で進学を断念せざるを得ない生徒の進学を後押し
 - ✓ 特に経済的に厳しい者(私立自宅外生, 児童養護施設退所者等)を対象に29年度から先行実施。本格実施は30年度から。
- ※ 進学後の学業状況を毎年度確認し、学生の努力を促す仕組みを導入
- ※ (独)日本学生支援機構に基金を造成して制度を安定的に運用



対象	私立自宅外生	児童養護施設退所者等	大学、短期大学、高専(4・5年) 専門学校(の学生・生徒 (高校3年次に予約採用)
給付基準	【学力・資質】 十分に満足できる高い学習成績を収めている 【家計】 住民税非課税世帯	【学力・資質】 大学等における学修に意欲があり、進学後に特に優れた学習成績を収める見込み 【家計】 —	【学力・資質】 各高校等が定める基準に基づき推薦(成績基準の目安等はガイドライン※を作成) ※以下のいずれかの要件を満たす者から推薦 ①十分に満足できる高い学習成績を収めている ②教科以外の学校活動等で大変優れた成果、教科の学習で概ね満足できる成績を収めている ※社会的養護を必要とする学生への配慮 【家計】 ・住民税非課税世帯
給付月額	4万円	①国公立3万円 ②私立4万円	①国公立(自宅) 2万円 ②国公立(自宅外) 3万円 ③私立(自宅) 3万円 ④私立(自宅外) 4万円

※児童養護施設退所者等には入学金相当額(24万円)を別途給付
※国立で授業料減免を受けた場合は減額

無利子奨学金の大幅な充実

- ✓ 非課税世帯学生について、成績基準を実質的に撤廃
給付対象者以外の進学者も、無利子奨学金の貸与対象に(約2万人)
- ✓ 貸与基準を満たしているにもかかわらず、貸与を受けられなかった者(残存適格者)を解消
予算上の制約から貸与できなかった者が約2.4万人(H28年度)
- ✓ 卒業後の所得に応じた返還月額を設定できる
所得連動返還型制度を導入 最低返還額は2千円から

予算額・対象規模

<平成29年度所要額(給付型奨学金)>

区分	給付人員	所要額
給付型 (先行実施時)	約2800人	15億円 (29年度は基金として70億円を措置)

※ 本格実施後の予算規模(予定) 約220億円

<対象規模(一学年あたり)>

給付型奨学金	無利子奨学金
進学者 2万人【新規】※ (本格実施時)	進学者 15.1万人 (平成28年度10.7万人)

※ 給付型の対象規模は非課税世帯の奨学金受給者4.5万人の半数程度

【給付型奨学金の学校推薦枠の割り振り方法】
各高校等に1人を割り振った上で、残りの枠の数を各高校等の非課税世帯の奨学金貸与者数を基に配分

生活福祉資金貸付制度の概要

制度概要

【創設年度】 昭和30年度

【実施主体】 都道府県社会福祉協議会

【目的】 低所得者、障害者又は高齢者に対し、資金の貸付けと必要な援助指導を行うことにより、その経済的自立及び生活意欲の助長促進並びに在宅福祉及び社会参加の促進を図り、安定した生活を送れるようにすることを目的とする。

【貸付対象】 (低所得世帯)・・・必要な資金を他から借り受けることが困難な世帯(市町村民税非課税相当)
(障害者世帯)・・・身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者等の属する世帯
(高齢者世帯)・・・65歳以上の高齢者の属する世帯

【貸付資金の種類】

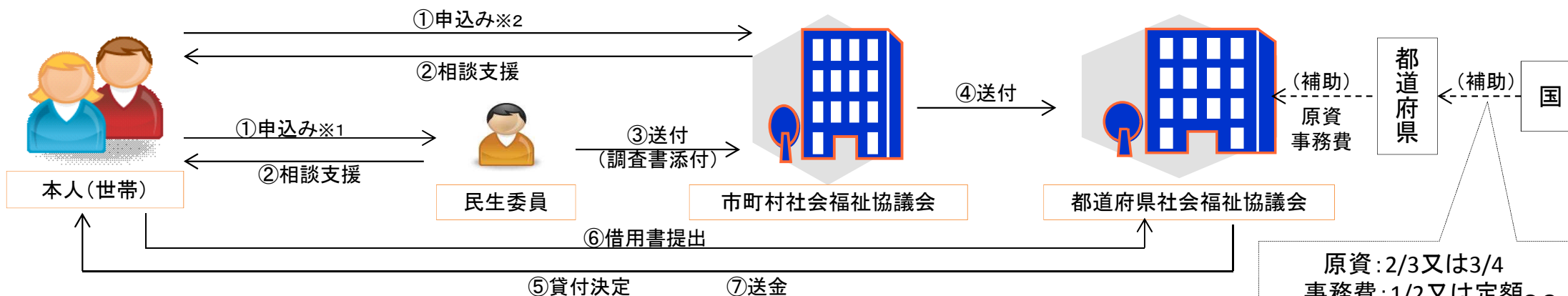
- ・総合支援資金 (生活支援費、住宅入居費、一時生活再建費)
- ・福祉資金 (福祉費、緊急小口資金)
- ・教育支援資金 (教育支援費、就学支度費)
- ・不動産担保型生活資金 (不動産担保型生活資金、要保護世帯向け不動産担保型生活資金)

【貸付金利子】

- ・連帯保証人を立てた場合 無利子
- ・連帯保証人を立てない場合 年1.5%

注1 教育支援資金、緊急小口資金は無利子
注2 不動産担保型生活資金は年3%又は長期プライムレート(H24.4.1時点 年1.35%)のいずれか低い利率

貸付手続きの等の流れ



※1 福祉費、教育支援資金は、民生委員に申込み

※2 総合支援資金、緊急小口資金、不動産担保型生活資金は、市町村社会福祉協議会に申込み

ひとり親家庭に対する主な就業支援について(平成28年度)

就業相談・職業紹介等

ハローワークにおける職業紹介等

- 就職支援ナビゲーター等による個別支援
- トライアル雇用の活用
- 公的職業訓練の受講あっせん

マザーズハローワーク事業 (189か所)

- 母子家庭の母等の支援機関への出張相談、託児付きセミナーの開催

ハローワークに福祉人材コーナーを設置 (74か所)

- 福祉分野（介護・医療・保育）について担当者制も活用した職業相談・職業紹介
- 同コーナーを設置していないハローワークにおいても、求人情報の提供や必要に応じて福祉人材コーナーの利用勧奨等を実施。

母子家庭等就業・自立支援センター事業

- 就業相談、職業紹介の実施、就業情報の提供を実施
- 就業準備に関するセミナー等の開催
- 養育費の取得率の向上を図るための特別相談を実施
- 母子家庭等就業・自立支援センターにおいて職業訓練に参加するひとり親の子どもの託児サービスを提供
- 自営型の在宅就業を希望するひとり親家庭の親が、業務を行いながら独り立ちに向けたノウハウを蓄積できるよう、在宅就業コーディネーターによる支援を実施

被保護者就労支援事業

- 被保護者の自立の促進を図ることを目的とし、被保護者の就労の支援に関する問題について、被保護者からの相談に応じ、必要な情報提供及び助言を行う事業を実施。

被保護者就労準備支援事業

- 就労意欲が低い者や基本的な生活習慣に課題を有する者など、就労に向けた課題をより多く抱える被保護者に対し、一般就労に向けた準備として、就労意欲の喚起や一般就労に従事する準備としての日常生活習慣の改善を、計画的かつ一貫して実施。

母子・父子自立支援プログラム策定事業

- 個々の母子家庭及び父子家庭の状況・ニーズに対応した自立支援プログラムを策定、また、必要に応じてプログラムで策定した目標を達成した後もアフターケアを実施することにより、きめ細やかな自立支援を行う。

職業訓練等

国及び都道府県が行う公共職業訓練

- 託児サービスを付加した訓練の実施。
- 訓練受講生のうち、自立支援プログラムの対象者に対し、ビジネスマナーや職業適性検査等の準備講習を付加した職業訓練を実施。
- 母子家庭の母等の特性に応じた訓練コースを実施。

給付金等

職業転換給付金 (訓練手当、職場適応訓練費)

- 母子家庭等の母になって3年以内に安定所に出頭して求職の申込みをし、安定所長の指示により職業訓練を受ける者等に支給

高等職業訓練促進給付金等事業

- 1年以上の養成機関に修業する間の生活費の負担軽減のための給付金を支給
 - ・支給額
市町村民非課税世帯月額：100,000円
// 課税世帯月額：70,500円
 - ・支給期間
修学する期間の全期間（上限3年）

高等職業訓練促進資金貸付事業

- 高等職業訓練促進給付金を受給する者に対して、入学準備金（50万円）及び就職準備金（20万円）を貸付。5年間就業を継続した場合、返還免除とする。

自立支援教育訓練給付金事業

- 教育訓練講座修了後に受講費用の60%を支給

高等学校卒業程度認定試験合格支援事業

- 高卒認定試験合格のための講座修了後に受講費用の20%を支給
- 高卒認定試験に合格した場合に受講費用の40%を支給（最大、受講費用の6割を支給（上限15万円））

母子父子寡婦福祉貸付金

- 母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の自立を促進するため、修学資金や生活資金等を貸付け（平成26年10月1日から父子家庭を対象）

求職者支援制度

- 雇用保険を受給できない方々等に対する職業訓練（求職者支援訓練等）の実施
- 求職者支援訓練において、託児サービスを付加した訓練を新設。
- 職業訓練期間中の給付【職業訓練受講給付金】
（受講手当月10万円、通所手当（通所経路に応じた所定額））※一定の支給要件あり

雇用保険給付(被保険者)

基本手当

- 労働契約が更新されずに離職した有期労働者等について、受給資格要件の緩和（被保険者期間12月→6月）及び解雇等と同様の手厚い給付を行う
- 解雇等による離職者について、年齢や地域等の要件を満たし、積極的に求職活動を行っている場合に、給付日数を延長（60日分）

再就職手当

- 早期に安定した職業に再就職した場合は支給残日数の60%～70%を支給
給付額：基本手当日額×支給残日数×60%～70%
（平成29年1月1日以降の給付率）

教育訓練給付制度

- 一般教育訓練を受講修了した場合に訓練経費の20%を支給
- 専門実践教育訓練を受講した場合に、修了する見込みで受講している方と修了した方に、6か月ごとに訓練経費の40%を支給
受講修了し、資格取得等を行い、受講修了日の翌日から1年以内に一般被保険者として雇用された場合、訓練経費の20%を追加支給

母子家庭の母等を雇用する事業主に対する支援

助成金

特定求職者雇用開発助成金

- 母子家庭の母等又は父子家庭の父をハローワーク等の紹介により雇入れた事業主に対して、賃金相当額の一部を助成

トライアル雇用奨励金

- 母子家庭の母等又は父子家庭の父をハローワーク等の紹介により試行雇用（原則3か月）した事業主に対して月額最大5万円を支給

キャリアアップ助成金

- 有期契約労働者、短時間労働者、派遣労働者といったいわゆる非正規雇用の労働者（正規雇用の労働者以外の無期雇用労働者を含む。）の企業内のキャリアアップを促進するため、正社員化、人材育成、処遇改善の取組を実施した事業主に対して包括的に助成
①正社員化コース ②人材育成コース ③処遇改善コース

- ※事業主が母子家庭の母等又は父子家庭の父の有期契約労働者等に対して、①の取組を実施した場合、一定額を支給額に上乗せする

両立支援等助成金

- 仕事と家庭の両立支援に取り組む事業主に対して、両立支援等助成金を支給
＜両立支援等助成金＞
 - 事業所内保育施設設置・運営等支援助成金
 - 出生時両立支援助成金
 - 介護離職防止支援助成金
 - 中小企業両立支援助成金
 - ①代替要員確保コース
 - ②育休復帰支援プランコース

※黒地に白抜の事項が母子家庭等に係る特別対策

ひとり親家庭の子育て・生活支援関係の主な事業

事業名		支援内容	実績等
母子・父子自立支援員による相談・支援		ひとり親家庭及び寡婦に対し、生活一般についての相談指導や母子父子寡婦福祉資金に関する相談・指導を行う。	(勤務場所) 原則、福祉事務所 (配置状況) 1,710人 (常勤466人 非常勤1,244人) (相談件数) 751,507件
ひとり親家庭等日常生活支援事業		修学や疾病などにより家事援助、保育等のサービスが必要となった際に、家庭生活支援員の派遣等を行う。	(派遣延件数) 33,889件
ひとり親家庭等生活向上事業	相談支援事業	ひとり親家庭等が直面する様々な課題に対応するために相談支援を行う。	(相談延件数) 23,541件
	家計管理・生活支援講習会等事業	家計管理、子どものしつけ・育児や健康管理などの様々な支援に関する講習会を開催する。	—
	学習支援事業	高等学校卒業程度認定試験の合格のために民間事業者などが実施する対策講座を受講している親等に対して、補習や学習の進め方の助言等を実施する。	—
	情報交換事業	ひとり親家庭が定期的に集い、お互いの悩みを相談しあう場を設ける。	(開催回数) 366回
	子どもの生活・学習支援事業	ひとり親家庭の子どもに対し、放課後児童クラブ等の終了後に基本的な生活習慣の習得支援、学習支援や食事の提供等を行い、ひとり親家庭の子どもの生活の向上を図る。	—
母子生活支援施設		配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童を入所させて、これらの者を保護するとともに、これらの者の自立の促進のためにその生活を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設。	施設数: 232か所 定員: 4,740世帯 現員: 3,330世帯 (児童5,479人)
子育て短期支援事業		児童の養育が一時的に困難となった場合に、児童を児童養護施設等で預かる事業。	ショートステイ実施 : 740箇所 トワイライトステイ実施 : 375箇所

(注)実績等について 母子・父子自立支援員:平成27年度末現在、母子生活支援施設:平成28年10月1日現在、

子育て短期支援事業:平成27年度変更交付決定ベース、ひとり親家庭等日常生活支援事業及びひとり親家庭等生活向上事業:平成27年度実績

高校生等の収入認定除外等の取扱いについて

- 生活保護制度は、利用し得る資産・能力その他あらゆるものを活用することを前提として行われる制度であるため、金銭収入は全て収入として認定するのが原則。
- 一方で、生活保護の目的である自立助長の観点から、特定の金銭収入について、支給の趣旨、当該世帯の自立の可能性を考慮し、自立更生のために使われた分については収入認定から除外することとしている。

	保護費のやり繰りによる預貯金	収入認定除外(恵与金・貸付金)	収入認定除外(アルバイト収入)
使用目的	・生活保護の趣旨目的に反しないと認められるもの	・被保護世帯の自立更生	・被保護世帯の自立更生 ・就労の意義の理解や社会性の向上など子どもの自立意欲の喚起(H26.4～)
考え方	・同上	・高等学校等就学費の支給対象とならない、又は賄いきれない経費であって、就学のために必要な最小限度の額 ・就労や早期の保護脱却に資する経費(H28.7～)	・高等学校等就学費の支給対象とならない、又は賄いきれない経費であって、就学のために必要な最小限度の額 ・就労や早期の保護脱却に資する経費(H26.4～)
具体例	・私立学校の授業料 ・クラブ活動費 ・参考書代 ・修学旅行費 ・学習塾費(H27.10～) ・大学等入学料、自動車運転免許取得経費、就労・就学に伴う転居費用(H25.4～)等	・私立学校の授業料 ・クラブ活動費 ・参考書代 ・修学旅行費 ・学習塾費(H27.10～) ・大学等入学料、自動車運転免許取得経費、就労・就学に伴う転居費用 等(H28.7～)	・私立学校の授業料 ・クラブ活動費 ・参考書代 ・修学旅行費 ・学習塾費(H27.10～) ・大学等入学料、自動車運転免許取得経費、就労・就学に伴う転居費用(H26.4～)等